

会津若松市 子ども・子育て支援事業計画

第2期計画 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

みんなで育み、
笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち
あいづわかまつ



会津若松市

用語について「・・・・＊」で表記しているものは、末尾の「用語集」に記載しています。

はじめに

少子化・核家族化の進行や働き方の多様化、子育ての孤立化等、子育て世代をとり巻く環境が変化している中で、教育・保育に対する様々なニーズや時代の要請に応えるための万全な体制づくりが求められています。

本市においては、平成 27 年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」開始にあわせ、「会津若松市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」のもと、幼稚園から「認定こども園」への移行促進、地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」の増設、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の開設など、市民の皆様や関係機関と連携しながら、子育て支援と子どもの育ちへの支援に取り組んでまいりました。



この間、国においては、児童虐待防止の強化等を図るための児童福祉法等を改正、待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」の公表、共働き家庭等の小 1 の壁の解消等を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、子どもの貧困対策を強化する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正など、子育て支援制度の拡充が行われてきました。

この度、子どもの貧困対策を一体のものとした第 2 期「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたりましては、アンケート結果(市民ニーズ)の分析や第 1 期計画の点検・評価を行い、国の制度拡充等も踏まえながら、子ども・子育て会議における委員の方々との協議を重ねてまいりました。

次代を創る子どもたちの育成のため、誰もが幸せに暮らしていけるまちづくりのため、市民の皆様、企業、関係機関と連携し、ご協力をいただきながら「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ」の実現に向け、本計画の着実な推進に努めてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました会津若松市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力くださいました関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

会津若松市長 室井照平

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 法令の根拠と他の計画との関係 | 1 |
| 3 | 事業計画の期間 | 2 |
| 4 | 教育・保育提供区域の設定 | 2 |

第2章 子育て環境・施策の現状

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 子育て環境の現状 | 3 |
| 2 | 第1期計画における取組状況等 | 14 |

第3章 基本理念・基本目標

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 基本理念 | 17 |
| 2 | 基本目標 | 17 |
| 3 | 施策の体系 | 19 |

第4章 各種子育て施策の展開

- | | |
|--------------------------------|----|
| 【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】 | 20 |
| ◇基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実 | 20 |
| ◇基本施策2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 | 22 |
| ◇基本施策3 子どもの安全の確保 | 23 |
| ◇基本施策4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実 | 25 |
| ◇基本施策5 次代の親の育成 | 26 |
| 【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】 | 27 |
| ◇基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進 | 27 |
| ◇基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実 | 31 |
| ◇基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備 | 34 |

◇基本施策4 仕事と生活の両立の支援	36
◇基本施策5 子育て家庭への経済的支援	38
◇基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	39
【基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち】	47
◇基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	47
【子育て施策（主な事業）一覧】	50

第5章 子ども・子育て支援給付

1 教育・保育及び地域型保育について	54
2 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について	55
3 教育・保育及び地域型保育の推進	56

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業について	57
2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について	60
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	64
4 新・放課後子ども総合プランの推進	64

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	65

資料編

1 計画策定までの経過	66
2 会津若松市子ども・子育て会議条例	67
3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧（令和元年度）	68
4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱	69
5 諮問・答申	71
6 子ども・子育て支援事業計画策定体制図	73
7 用語集	74

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法^{*}」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本市では「第6次会津若松市長期総合計画」を最上位計画とする「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められ、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年12月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年には、5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が可決・成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも広げ、子どもへの支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきています。

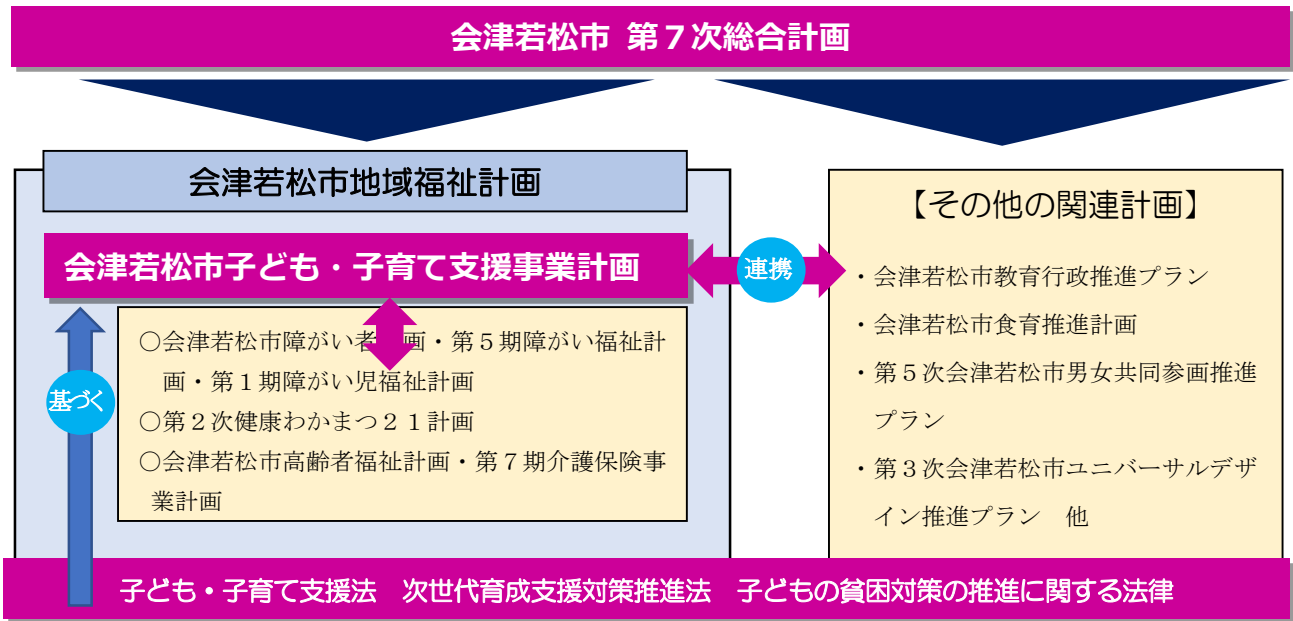
「会津若松市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から5か年）」の計画期間の終了を迎えるにあたり、このような国の制度の拡充等を踏まえ、「第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策計画」を一体のものとして策定するものです。

また、本計画の策定にあたり、「会津若松市第7次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「会津若松市地域福祉計画」や関連する計画である「会津若松市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、「第2次健康わかまつ21計画」などとの整合を図ります。

本計画と本市の他の計画との関係については、以下のとおりです。



3 事業計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画					第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子どもの貧困対策計画				
見直し					必要により適宜見直し				
					見直し				

4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、両親共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くのサービス提供施設を希望する傾向も見受けられることから、第1期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、会津若松市全体を一つの区域として設定します。

第2章 子育て環境・施策の現状

1 子育て環境の現状

(1) 人口動向等

○人口・世帯数の推移

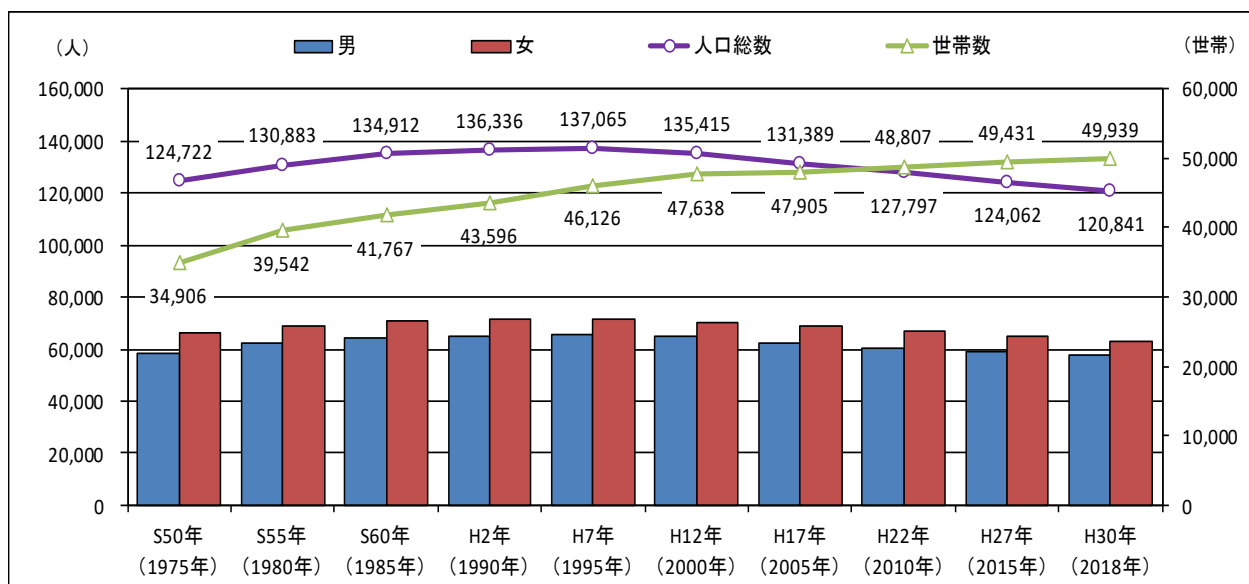
少子高齢化が進み、全国の人口は平成 27 年の国勢調査で初めて減少に転じました。

本市においては、平成 7 年の 137,065 人(国勢調査)をピークに、その後は減少を続け、平成 30 年には 120,841 人(現住人口調査)と、平成 7 年以降約 1 万人の減少となっています。

一方、世帯数をみると、人口が減少に転じた平成 7 年以降も小幅ではあるものの、世帯数は一貫して増加を続けており、平成 30 年には 49,939 世帯となっています。

人口は減少し、世帯数は増加を続けていることから、1 世帯当たり人口は減少が続いており、平成 30 年には 2.4 人となっています。

◇人口・世帯数の推移



	S50年 (1975年)	S55年 (1980年)	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	H30年 (2018年)
男	58,643	62,020	64,020	64,895	65,606	64,897	62,443	60,639	59,200	57,819
女	66,079	68,863	70,892	71,441	71,459	70,518	68,946	67,158	64,862	63,022
人口総数	124,722	130,883	134,912	136,336	137,065	135,415	131,389	127,797	124,062	120,841
世帯数	34,906	39,542	41,767	43,596	46,126	47,638	47,905	48,807	49,431	49,939
1世帯当たり 人口(人)	3.6	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4

資料：国勢調査、H30 年は福島県現住人口調査（各年 10 月 1 日現在）

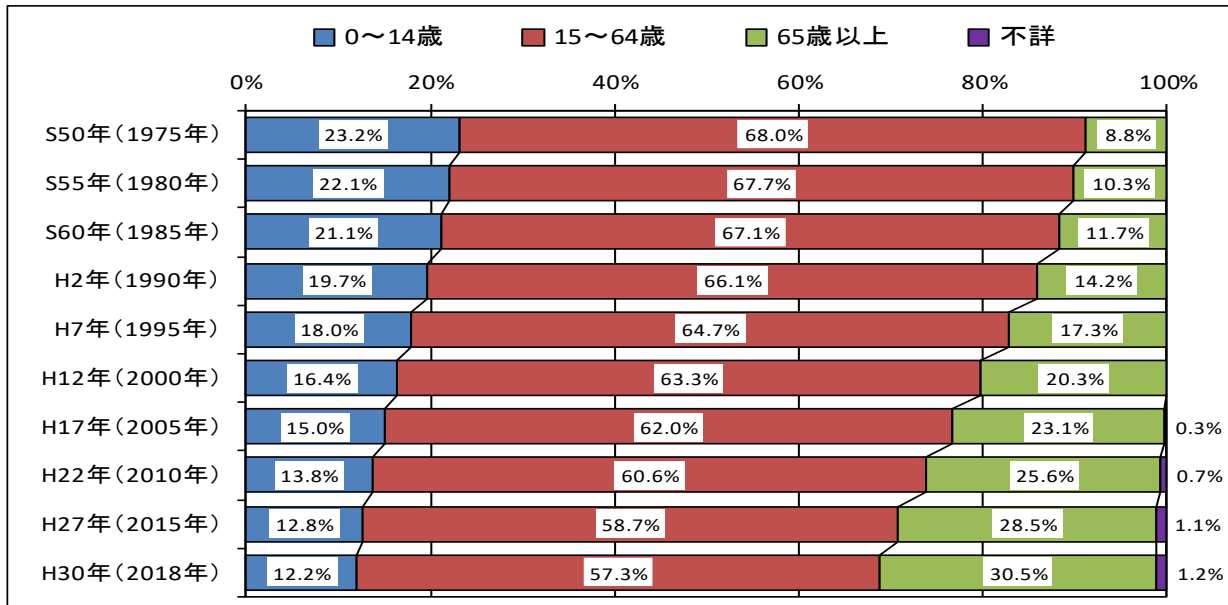
○児童人口の推移

本市の人口を年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)比率及び生産年齢人口(15～64歳)比率は減少し、老年人口(65歳以上)比率は増加しており、少子高齢化の状況が明確になっています。

18歳以下の児童人口についてみると、平成7年の31,998人から平成27年には20,942人と20年間で約1.1万人の減少となっています(国勢調査)。

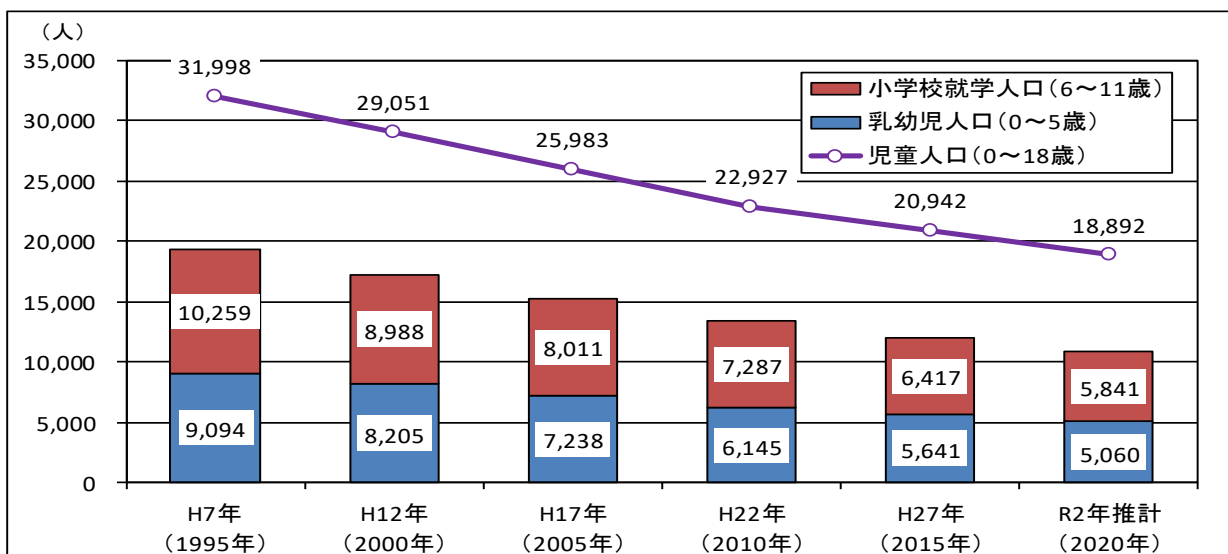
今後もこの傾向は続く予想され、令和2年には約18,900人になると推計されます(コーホート変化率法^{*}による)。

◇年齢3区分別人口比率の推移



資料：国勢調査、H30年は福島県現住人口調査(各年10月1日現在)

◇児童人口(0～18歳)の推移



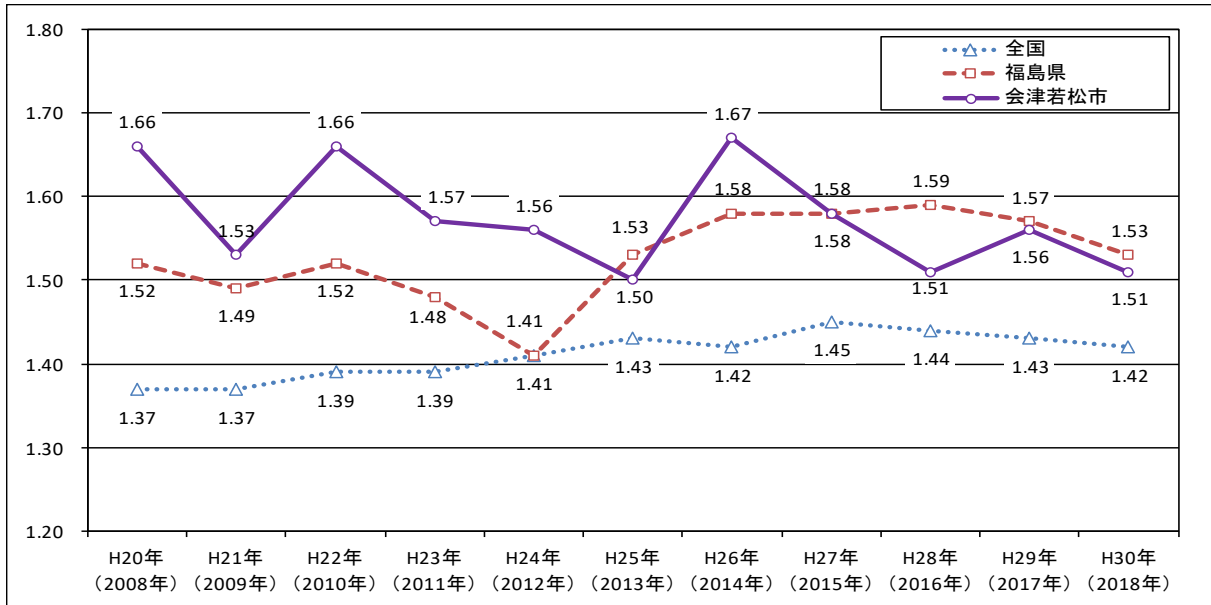
資料：国勢調査(R2年はコーホート変化率法による推計)

○合計特殊出生率※・出生数

合計特殊出生率についてみると、これまで本市は全国や福島県を上回る数値で推移していましたが、平成28年以降は福島県を下回る値となっています。

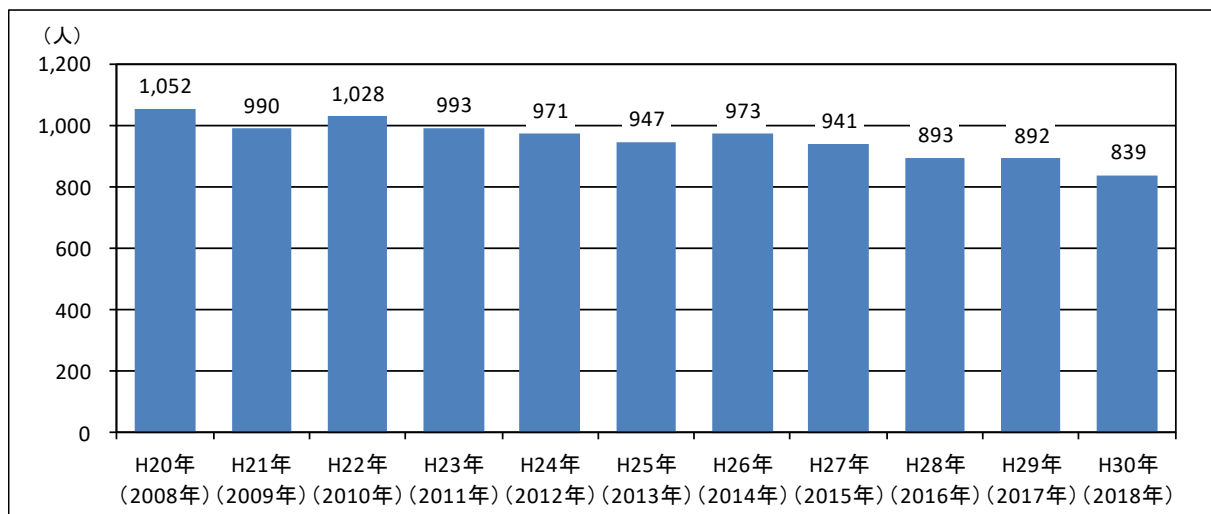
また、年によって多少の増減はあるものの、本市の出生数は減少傾向にあり、平成28年には900人を下回り、平成30年は839人となっています。

◇合計特殊出生率の推移



資料：福島県人口動態の概況

◇出生数の推移

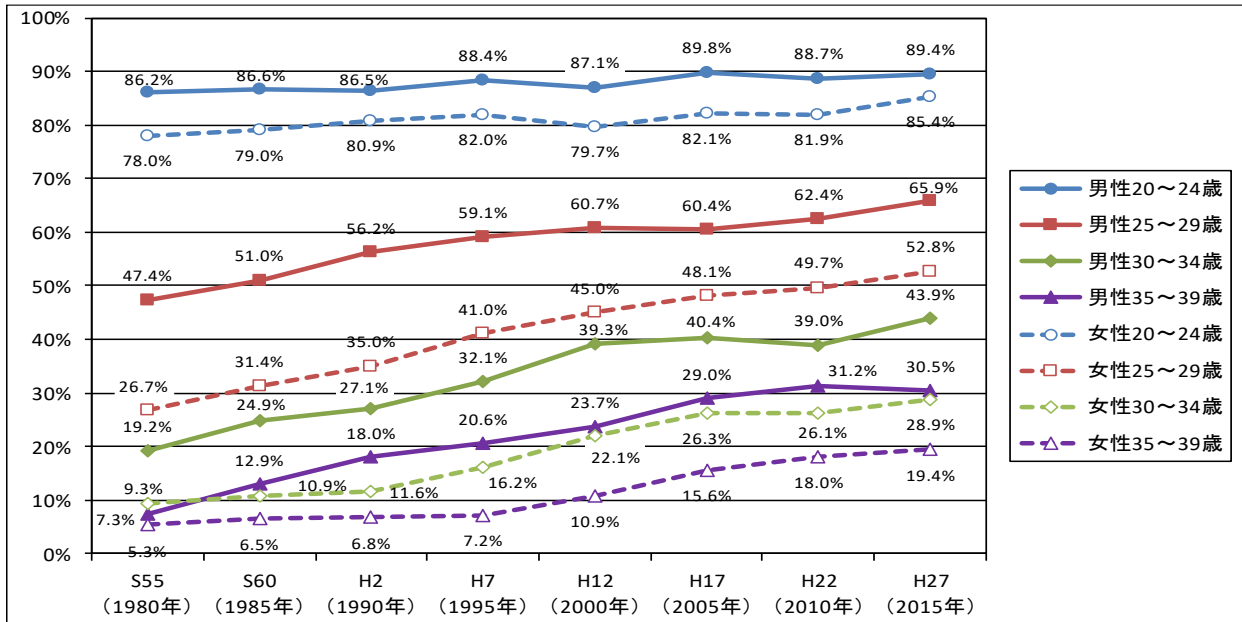


資料：国勢調査、福島県現住人口調査

○未婚率の推移

本市の未婚率は、男女とも各年代で上昇しています。平成27年の女性の未婚率は、「20～24歳」は85%で、「25～29歳」は約50%、「30～34歳」は約30%、「35～39歳」は約20%となっており、「20～24歳」を除き、平成7年から20年間で10ポイント以上上昇しています。

◇未婚率の推移

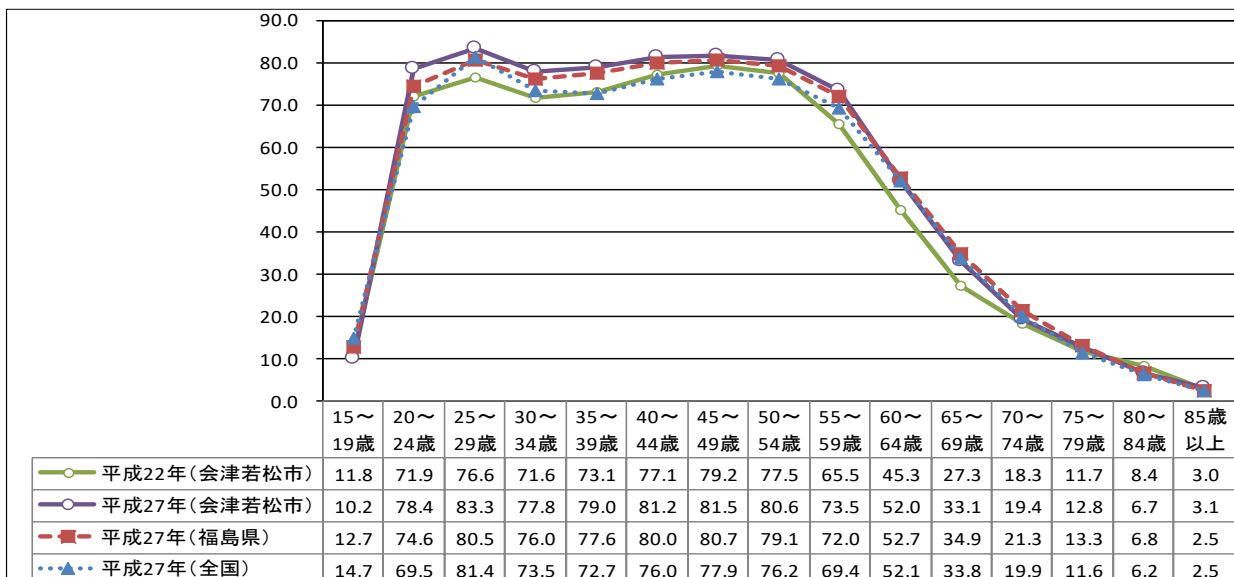


資料：国勢調査

○女性の労働力率

本市の女性の労働力率は国や県より高いものの、国や県と同様に30歳代で比率が低下する、いわゆるM字カーブがみられます。結婚や出産・育児による離職及び子育てが一段落した後の再就職が影響しているものと思われます。

◇女性の年齢階層別労働力率の推移



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設等の状況

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、新制度に対応した施設へと整備が進められました。幼稚園から認定こども園への移行により、認定こども園が増加しており、平成 31 年 4 月現在で 15 施設(幼保連携型 13 施設、幼稚園型 2 施設)となっています。

前述のとおり、子どもの人数は減少傾向にあるものの、教育・保育施設の入所児童数は増加傾向にあり、特に認定区分※ 2 号・3 号の児童が増加しています。

なお、本計画の第 1 期計画期間である平成 27 年度以降、各年度末における待機児童数は発生しておりません。

◇教育・保育施設等の概況（平成 31 年 4 月現在）

区分	種類	施設数	定員
教育・保育施設	認可保育所	15	1,565
	認定こども園（幼保連携型）	13	2,233
	認定こども園（幼稚園型）	2	264
	幼稚園	2	95
	小計	32	4,157 人
地域型保育事業	小規模保育	6	102
	家庭的保育	1	5
	事業所内保育	1	26
	小計	8	133 人
合計		40	4,290 人

◇教育・保育施設等の推移

年度	総数	公立	私立	児童数（人）		
				認定区分	定員	月平均入所児童数
平成 27 年度 (2015 年度)	35	7	28	1 号	1,610	1,209
				2 号・3 号	2,492	2,547
平成 28 年度 (2016 年度)	34	3	31	1 号	1,542	1,146
				2 号・3 号	2,681	2,761
平成 29 年度 (2017 年度)	38	3	35	1 号	1,542	1,048
				2 号・3 号	2,828	2,974
平成 30 年度 (2018 年度)	39	3	36	1 号	1,416	935
				2 号・3 号	3,023	3,101

(3) 子どもを持つ保護者の状況等（平成30年度ニーズ調査より）

平成30年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査（以下、「ニーズ調査」といいます。）」の結果、第1期計画策定時に実施した平成25年度ニーズ調査の結果及び次世代育成支援行動計画・後期行動計画策定時に実施した平成20年度ニーズ調査の結果も参考に記載し、比較・分析の上、保護者の状況等について、以下のとおり整理しました。

○子育て家庭の状況

ニーズ調査に回答のあった世帯類型をみると、「両親とも正社員（フルタイム×フルタイム）」の家庭が過半数（54.5%）を占め、5年前の平成25年度調査より比率が増加しています。

一方、「両親のどちらかが専業主婦（夫）」は22.5%となっており、平成25年度調査の33.7%より、大幅に比率が低下する結果となっています。

◇家族類型

区分	平成20年度 (2008年度)	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)
ひとり親家庭	9.3%	6.7%	4.4%
フルタイム×フルタイム	34.4%	42.8%	54.5%
フルタイム×パートタイム	16.0%	16.3%	18.2%
専業主婦(夫)	35.5%	33.7%	22.5%
パートタイム×パートタイム	0.4%	0.3%	0.2%
無業×無業	0.6%	0.3%	0.3%
その他	3.7%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

注：フルタイム×フルタイム = 両親とも正社員勤務を表す。

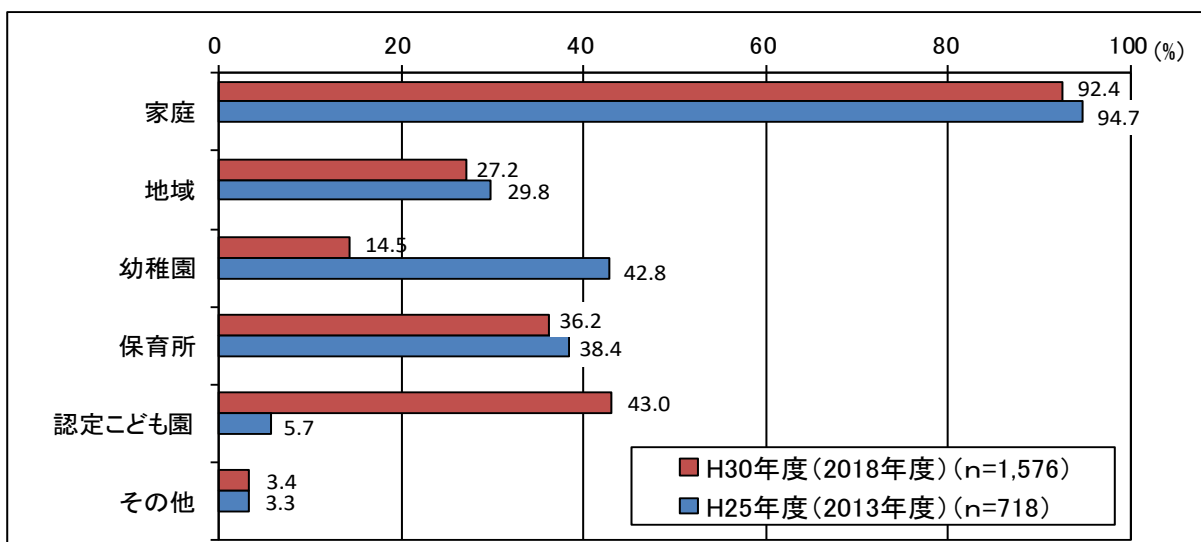
表中の比率は各年度のニーズ調査に回答のあった世帯の比率であり、子育て世帯の実数ではない。

資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

○子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」が圧倒的に多く、「認定こども園」が43.0%、「保育所」が36.2%、「地域」が27.2%となっています。

◇子育てに影響すると思われる環境（複数回答）

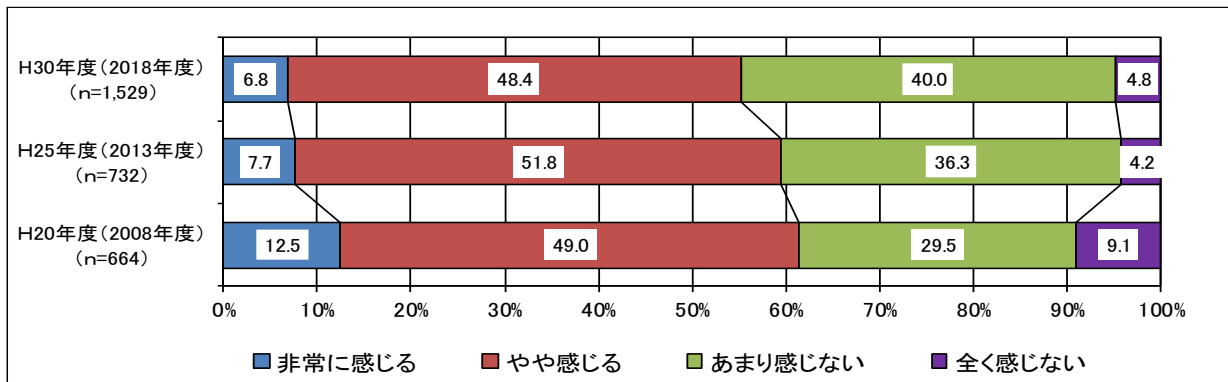


資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

○子育てに関する不安感や負担感

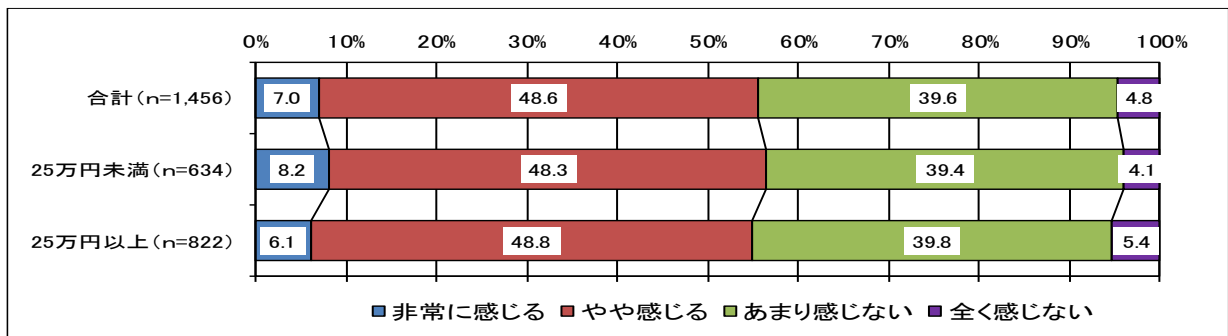
子育てに関する不安感や負担感については軽減する傾向にあるものの、“感じる”（「非常に感じる」+「やや感じる」）の割合は55.2%と、依然として過半数を占めています。世帯の月収別にみると「非常に感じる」は、“25万円以上”は6.1%ですが、“25万円未満”は8.2%と比率が高い結果となっています。

◇子育ての不安感や負担感



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

◇世帯の月収別子育ての不安感や負担感



注：合計は世帯の月収が不明を除く。

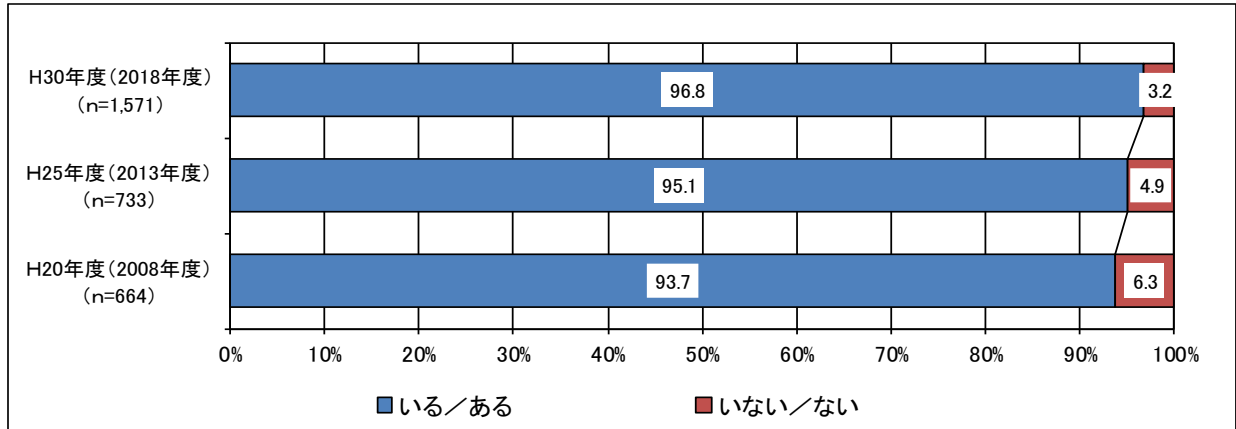
資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度)

○子育てに関する相談

子育てに関する相談については、気軽に相談できる人（場所）が「いる/ある」は96.8%と高く、かつ増加傾向にあります。

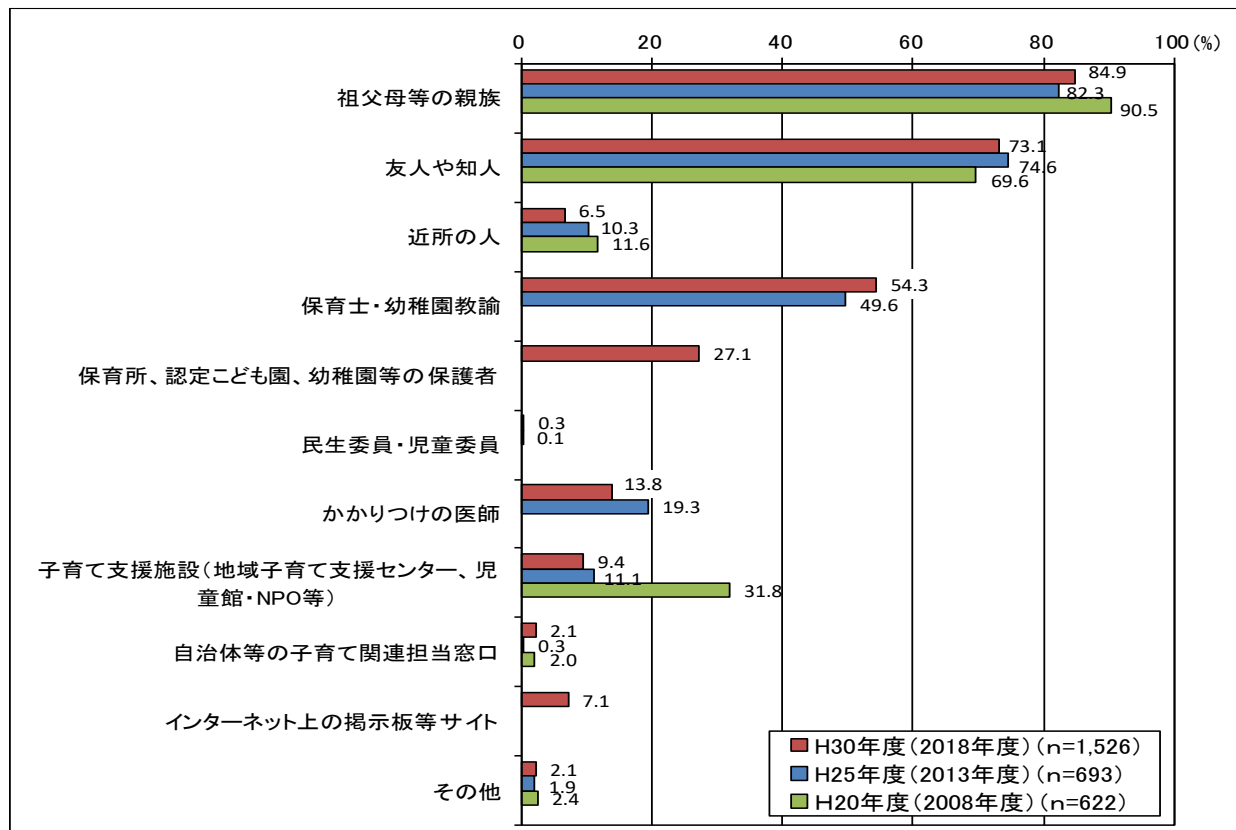
相談先では「親族」や「友人・知人」は7割を超える高い比率となっており、次いで「保育士・幼稚園教諭」や「保育所等の保護者」の比率が高い結果となっています。

◇子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

◇気軽に相談できる先（複数回答）



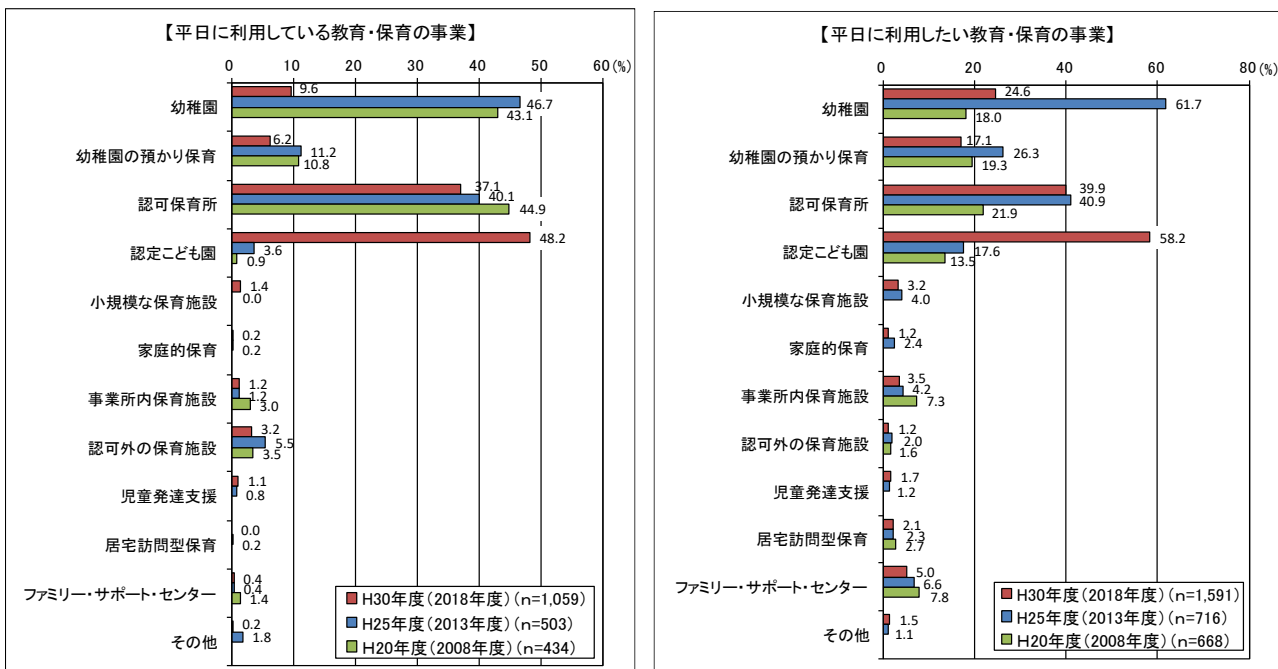
注：調査年次によって選択肢が異なるものがある

資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

○子育て支援サービス

子育て支援サービスについては、「幼稚園から認定こども園への移行」の実態を反映し、「幼稚園」は利用状況・利用意向とも、前回調査から大幅に減少し、代わって「認定こども園」が利用状況・利用意向とも大幅な増加となっています。

◇子育て支援サービスの利用状況・利用意向（複数回答）

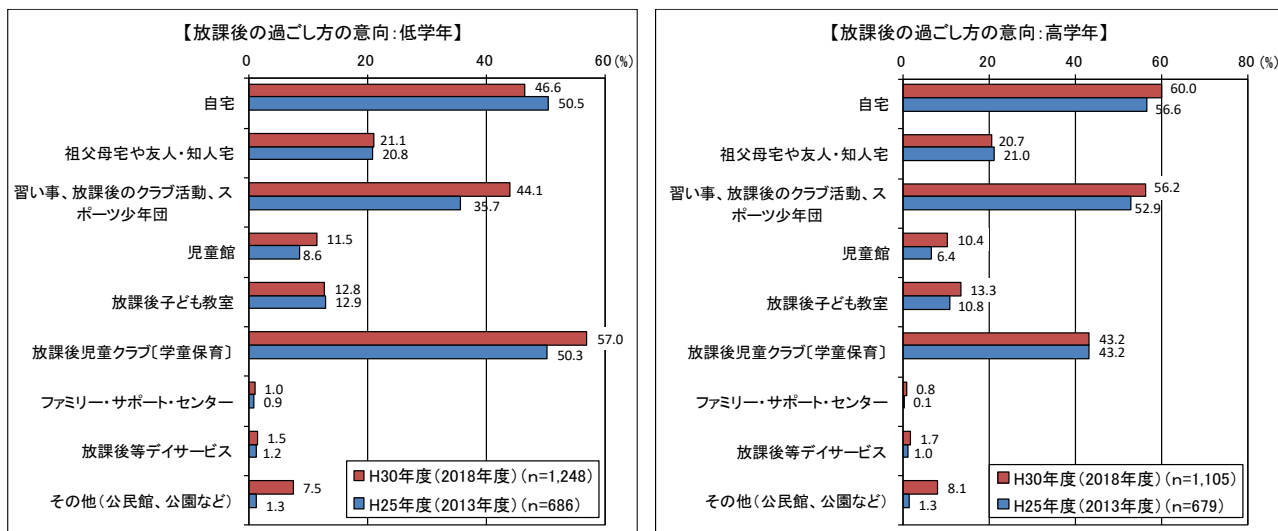


資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

○小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校入学後の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ（学童保育）」は低学年で57.0%、高学年で43.2%が希望しており、低学年は前回よりも増加しています。

◇放課後の過ごし方の意向（複数回答）

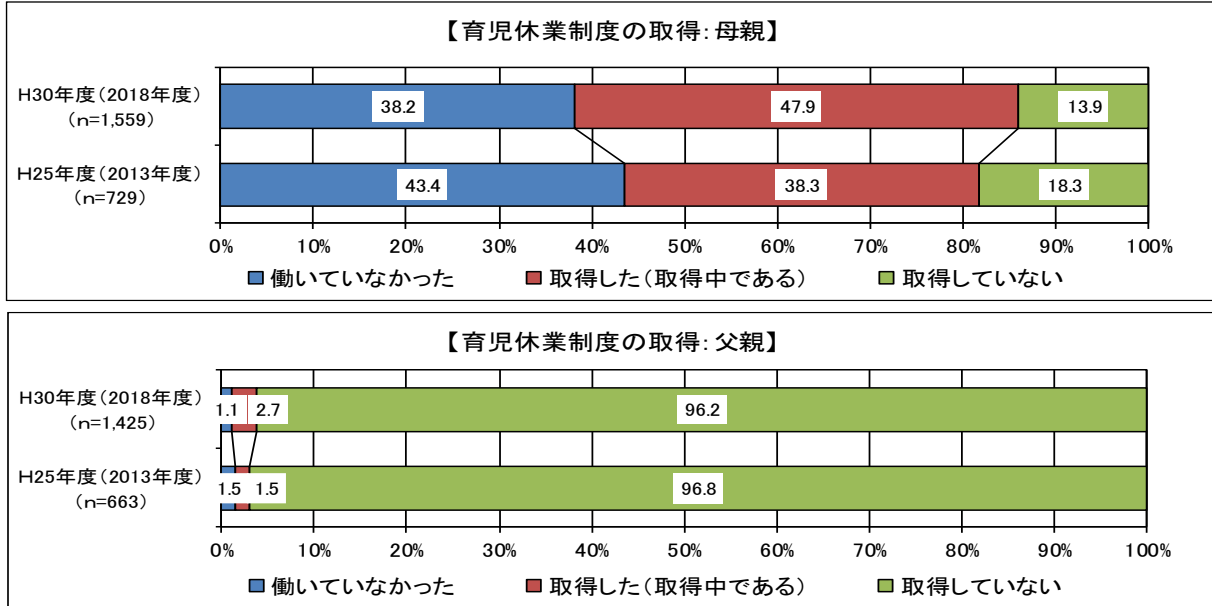


資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

○育児休暇の取得状況

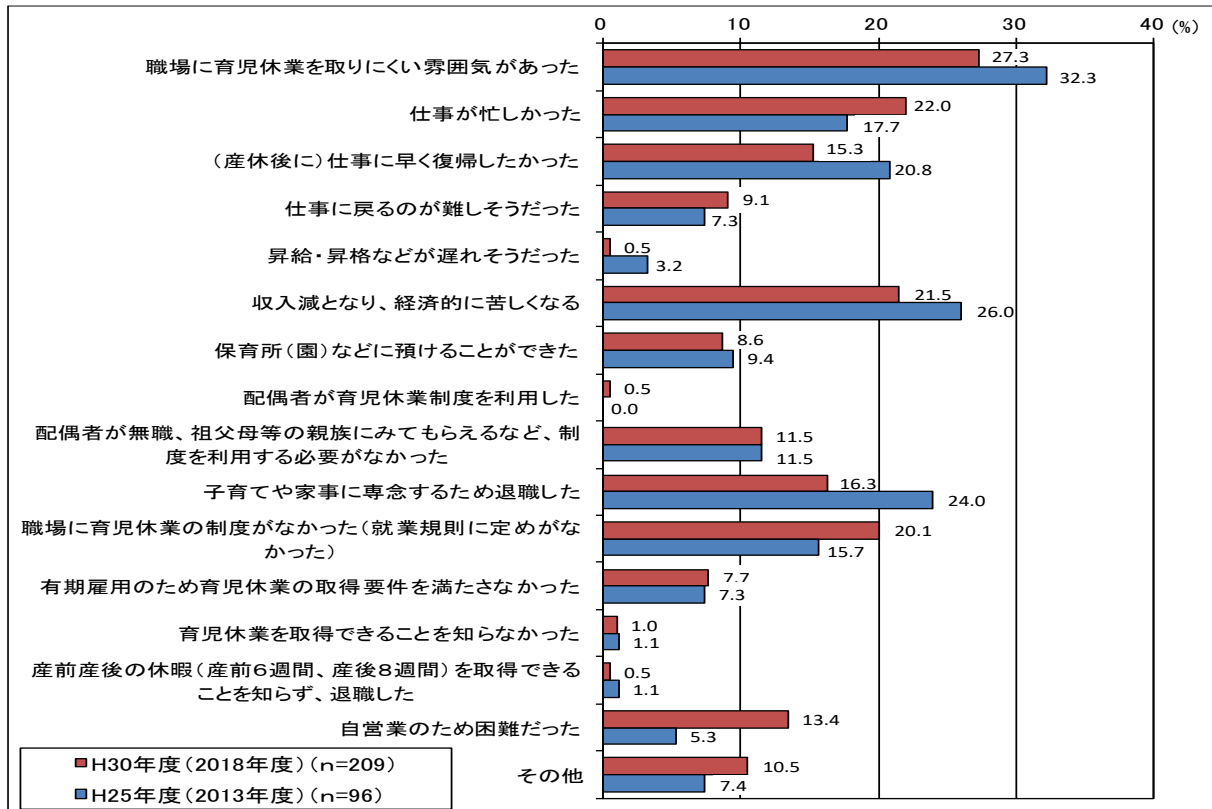
育児休暇の取得状況については、母親は前回の38.3%から47.9%に、父親は1.5%から2.7%にそれぞれ増加しています。母親の取得率が上昇している中で、育児休業を取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業の制度がなかった」などが上げられています。

◇育児休業制度の取得状況



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

◇育児休業を取得していない理由(母親)(複数回答)



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

(4) 子ども・子育てを取り巻く環境について

計画策定の趣旨を踏まえつつ、本市の人口動向等や子どもを持つ保護者の状況等をもとに、本市における子ども・子育てを取り巻く環境について、以下のとおり整理いたします。

○児童人口の減少

本市の児童人口は20年間で約1.1万人の減少となっています。出生数は年々減少し、合計特殊出生率は近年、1.5台で推移しています。

児童の人口減少・少子化の進行を防ぐため、誰もが安心して妊娠・出産を迎え、子育てができるような支援策が求められています。

○共働き世帯の増加

本市の女性の労働力率は増加傾向にあります。ニーズ調査結果によると共働き世帯が増加していると推察され、子育てと仕事の両立に苦勞を感じている家庭が増加していると考えられます。男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、「家事・育児は女性の役割」といった固定的性別役割分担意識の解消はもとより、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが求められています。

また、子育て支援で重要な教育・保育施設についても、子ども・子育て支援に係る制度の推進とともに保護者のニーズも変化しています。引き続き、認定こども園等の整備を促進するとともに、「小1の壁^{*}」といわれる小学校入学後の支援（放課後児童健全育成事業等）について、市民ニーズに応じたサービスを提供していくことが求められています。

○子育てに関する高い不安感や負担感

子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境としては、「家庭」（92.4%）、「認定こども園」（43.0%）、「保育園」（36.2%）、「地域」が27.2%となっています。また、子育てに関する不安感や負担感を“感じる”割合は55.2%と過半数を占める中、子育てに関する相談先としては、「祖父母等の親族」（84.9%）、「友人・知人」（73.1%）、「保育士・幼稚園教諭」（54.3%）、「保育所等の保護者」（27.1%）となっています。

核家族化の進行や共働き世帯の増加などもあり、「家庭」での養育力（子育て力）の低下が危惧されています。子どもたちの健やかな成長を支援していくため、「認定こども園」等の教育・保育施設はもとより、「地域」や「友人・知人」、さらには専門機関などを含め、社会全体で子ども・子育てを支えていくことが求められています。

○子どもの事故・犯罪等の被害防止

行政における虐待等の対応件数は、近年増加傾向にあります。また、子どもが被害者となる事故・事件が社会に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。

安心して子どもが暮らせるために、施設、学校、行政及び地域等が連携し、交通安全・見守り等の安全確保活動、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見及び適切な対応、並びに子どもや保護者に対する相談・支援等の体制を充実していくことが求められています。

2 第1期計画における取組状況等

基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち

基本施策	主な施策	取組状況等
1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成	男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発として、「男女共同参画」の推進や子どもへの暴力防止につながるような子どもの権利を尊重する意識づくりとして「子どもへの暴力防止プログラムワークショップ」を実施し、子育て意識の醸成に向け取り組んでいます。
	(2) 市民参加の子育て支援	「ファミリー・サポート・センター事業」や「ホームスタート事業」では会員数や訪問回数が増加するなど、市民の協力により活動が強化されています。 また、「あいづっこ宣言」については、企業と連携した普及・啓発など地域社会全体で取組を進めています。 さらに、平成28年度には「子ども未来基金」を創設し、平成29年度から子どもに対する活動を行う団体への助成を開始しました。
	(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援	幼稚園から認定こども園への移行等に取り組む、認定こども園は15園となりました。 また、保育所や幼保連携型認定こども園において「地域子育て支援センター」を開設し、平成31年4月現在24施設において育児相談や園庭開放等を実施しています。

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

基本施策	主な施策	取組状況等
1 妊産婦や子どもの健康の確保	(1) 妊産婦の健康に関する情報の充実	母子健康手帳の交付や、医療機関との連携による支援が必要な妊産婦に対する訪問指導等に取り組んでいます。平成30年度は産婦の状態把握のための質問票を追加し、早期支援に取り組みました。 また、平成29年度から「産後ケア事業」への取組や、平成30年度には「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組んでいます。
	(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実	妊産婦健康診査助成、乳幼児健康診査を実施しており、内容充実等に取り組んでいます。 また、平成29年度から「新生児聴覚検査」の公費負担を開始しました。
	(3) 乳幼児の健康に関する情報の充実	「離乳食教室」や「健診事後相談（わんぱく相談）」、「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。 また、平成30年度から「5歳児発達相談事業」にも取り組んでいます。
	(4) 救急医療体制の充実	会津若松医師会等との連携により「夜間急病センター」や「休日当番医」体制を確保し、メール配信サービス等により情報発信に努めています。
	(5) 食育の推進	教育・保育施設及び学校において「食育計画」を策定し、これに基づき食育への取組を実施しました。 会津若松市食育ネットワークとの協働により幅広く食育を推進しています。
2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	子育て支援チラシを作成し窓口配布やホームページに掲載するなど、幅広い子育て関連情報を発信しました。 また、専門職員を担当課に配置し、相談に対応しました。
	(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	家庭児童相談室に家庭相談員2名を配置し、児童虐待を含む相談・指導に応じており、関係機関との連携を図りながら早期発見・支援に努めています。その他「子育て講演会」を実施しました。

	(3) 保育サービスの充実	民間事業者の協力を得ながら、認定こども園への移行、延長保育や一時預かり、休日保育、子育て支援短期入所事業の拡充に取り組んでいます。
	(4) 放課後児童健全育成事業の充実	平成27年度から対象年齢を小学6年生まで拡大し、開所時間も最大で19時まで利用が可能とするなどにより、登録児童者数は毎年増加しています。
3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	公共施設（トイレ、駐車場、段差解消など）や道路（歩道の整備・拡幅・バリアフリー化など）の整備、点検等を実施しています。
	(2) 子育てしやすい居住環境の整備	良好な居住環境の確保に向けた市営住宅におけるトイレ等設備の改修や、ファミリー世帯向け特定優良賃貸住宅の供給を行っています。
	(3) 子どもの遊び場の整備	公園は日常点検による維持管理と必要に応じた整備を行っています。屋内遊び場については、ホームページ等により地域子育て支援センターや屋内で遊べる民間施設等情報を発信しています。
4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	優良事例やメリット紹介など、啓発を図り、「次世代育成支援企業認証」や「男女共同参画推進事業者表彰」の認証・表彰企業が増加しています。
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）を民間機関の協力を得て1か所で実施しています。平成30年度は延べ282人の利用がありました。
5 子育て家庭への経済的支援	(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実	「児童手当」や「子ども医療費助成事業」、「保育料等の減免」などによって子育て家庭への経済的支援を行っています。
6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化	平成28年度から要保護児童対策地域協議会専門員を配置し「要保護児童対策地域協議会」において対象世帯を把握し個別ケース検討会により支援を行っています。 また、養育支援員を5名配置し養育支援が必要な家庭を訪問し指導や助言等を行っています。
	(2) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し「児童扶養手当」や保険診療による医療機関窓口での無料化とする「ひとり親家庭医療費助成事業」、「母子家庭等自立支援給付金」、「就学遺児奨励金」などの支給、助成を行っています。 また、平成29年7月に開所した民設民営の母子生活支援施設（はる）は、緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行っています。
	(3) 障がいのある子どもや家庭への支援	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、第1期障がい児福祉計画に基づき「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行っています。 また、「地域自立支援協議会」による「障がい児福祉計画」等の進行管理、「障がい者総合相談窓口」、「地域相談窓口」等による障がいに関する相談や情報発信等を行っています。 支援学校等に移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供しています。

基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち

基本施策	主な施策	取組状況等
1 子育てをする親の育成	(1) 子育てをする親への支援	地域子育て支援センターや児童館（幼児クラブ）等において、 育児相談 や 保護者同士の交流 の場を提供しました。 また、4か月児健康診査において、乳児及び保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出する「ブックスタート事業」や図書館での赤ちゃんおはなし会などを通して子育ての楽しさなどを伝えています。
	(2) 幼児とふれあう機会の提供	市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などから、総合的な学習の一環としての 職場体験・インターンシップ の依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等に配慮した取組を行っています。
	(3) 思春期における健康教育の推進	各小中学校で 全体計画・年間計画 を作成し、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施しています。 中学校では、外部講師等を活用した年1回以上の 薬物乱用防止教育 を実施しています。
2 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実	「 会津若松プラス 」や市ホームページ、会津図書館ホームページ等の情報媒体を活用し、子ども・子育てに関する情報を発信しています（「あいづっこニュース」は平成29年度で終了）。
	(2) 心豊かな子どもを育む体験活動等の実施	市内10公民館が11か所で開催する「 放課後子ども教室 」、子ども会育成会連絡協議会との共催で行う「 指導児講習会 」、高齢者との交流（会津わくわく学園と小学生の交流）、子どもの読書活動の推進等を行っています。
	(3) 外国や他市との交流活動の推進	グローバル人材育成事業 として毎年30名前後の高校生が参加しました。 友好都市中国荊州市との 青少年書画交換交流 を毎年実施しています。
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備	市内全小中学校で「 学校評議員制度 」を実施しています。 また、学校評議員による「学校関係者評価」及び全教職員・保護者・園児児童生徒による「自己評価」からなる「 学校評価 」も全学校で実施しています。
	(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	教育・保育施設と小学校の連携のため、保育所保育指針の改定に伴う保育所児童保育要録の見直しを行い、新たな様式を作成、配布し、 小学校への引継ぎ を行っています。
4 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	青少年問題協議会 による関係団体との連携強化、少年センター補導員による 街頭補導活動 、声かけ事案発生時の関係機関におけるメール配信等による情報発信、「ひなんのくるま」ステッカーを貼った公用車等による巡回などにより、犯罪被害の防止に努めています。
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通学路における 交通安全指導 や 交通安全教室 における指導など、児童生徒の交通安全の確保に努めています。 また、地域の学校安全ボランティアに対して消耗品の支援等を行っています。
5 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	スクールカウンセラー や 心の相談員 を各小・中学校に配置するとともに、 適応指導教室 を年95回実施し、子どもや保護者に対する相談支援体制の充実に努めています。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

子どもは未来を担う社会の希望です。

子どもの健やかな育ちを保障し、促すには、子どもの発達過程や個性を踏まえた適切な育ちの環境が必要です。

近年、子どもの育ちや子育ての環境が、少子化、核家族化、情報化及び国際化など社会や時代の変化とともに激しく変わってきています。

社会全体で子ども・子育て家庭を支えようとする動向の中で、教育・保育施設、学校、企業、地域及び行政の密接な連携が一層強く求められています。

会津若松市は、地域ぐるみの子育て支援により、子どもは安心して遊び、保護者は安心して働きながら、充実した家族の時間が過ごせる、笑顔があふれた子どもが育つまちになることを目指してまいります。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち

子どもは、様々な人との関わりや体験を通して、これからの社会を生きていく力を身につけていきます。

子どもの「生きる力」をはぐくむために、子どもの成長を支える家庭と地域、教育・保育施設や学校など関係機関が連携し、子どもが安全にいきいきと成長できる取組を推進します。

- 基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実
- 基本施策2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 基本施策3 子どもの安全の確保
- 基本施策4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実
- 基本施策5 次代の親の育成

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

子どもの健やかな成長には、保護者の豊かな愛情と安心して過ごせる家庭、そして地域の環境が大切です。子育て家庭の不安や負担を軽減し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、安心して子どもを産み・育てられる取組を推進します。

また、保護者が安心して働くことができるよう、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に向けた取組を推進します。

- 基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進
- 基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実
- 基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備
- 基本施策4 仕事と生活との両立の支援
- 基本施策5 子育て家庭への経済的支援
- 基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、会津若松市の未来を創ることにつながっています。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりを目指し、子どもを守り、子育てを地域のみんなで支える取組を推進します。

- 基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

3 施策の体系

基本理念	
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ	

基本目標	基本施策	主な施策	ページ
I 子どもがいきいきと育つまち	1 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実	20
		(2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施	20
		(3) 国際交流活動の推進	21
	2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備	22
		(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	23
3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	23	
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	24	
4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	25	
	5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供	26
		(2) 思春期における健康教育の推進	26
II 子どもを安心して産み・育てることができるまち	1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進	27
		(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実	28
		(3) 子どもの健康づくりの推進	29
		(4) 救急医療体制の充実	30
		(5) 食育の推進	30
	2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	31
		(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	31
		(3) 子育てをする親への支援	32
		(4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実	33
		(5) 放課後児童健全育成事業の充実	34
	3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	34
		(2) 子育てしやすい居住環境の整備	35
(3) 子どもの遊び場の整備		35	
4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	36	
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	37	
5 子育て家庭への経済的支援	(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実	38	
6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化	39	
	(2) ひとり親家庭への支援	40	
	(3) 子どもの貧困対策	41	
	(4) 障がいのある子どもや家庭への支援	46	
III 子育てをみんなで支えるまち	1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成	47
		(2) 市民参加の子育て支援	48
		(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援	49

第4章 各種子育て施策の展開

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

◇基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実

(1) 子どもに関する情報の充実

子どもの体験活動など、心豊かな子どもを育む活動等の情報について、「会津若松プラス」や市ホームページ等の情報媒体を活用し、情報の充実を図り、情報発信を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・子ども向けイベント等の情報提供	生涯学習総合センター	「会津稽古堂ホームページ」や「会津稽古堂 Facebook」などの情報媒体を活用し、子どもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報を提供します。
◆図書館イベント、新刊図書情報等の提供	生涯学習総合センター	「会津図書館ホームページ」や「会津図書館 Twitter」、市ホームページ等の情報媒体を活用し、情報発信を行います。また、「会津図書館だより」「こどもとしょかんだより」の定期的な発行・配布により、図書館のイベントや新刊図書等の情報を提供します。
◆地域とつながる教育支援事業	学校教育課	開かれた学校づくりを進めるため「会津若松+（プラス）」と連携し、教育ポータルサイト「あいづっこWeb」を活用するとともに、学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーション「あいづっこ+（プラス）」を配信し、学校での出来事とともに学校だより等の情報提供を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施

異年齢児・世代間交流や、自然の中での体験活動など、様々な活動を通して、心豊かな子どもを育てます。

地域と学校が協働して行う「地域学校協働本部事業」、子ども会育成会連絡協議会との共催で行う「指導児講習会」、高齢者との交流（あいづわくわく学園生と小学生の交流）、子どもの読書活動、各地区公民館事業等により、心豊かな子どもの育成に取り組みます。

◇地域学校協働本部事業

() 内はこどもクラブとの一体型

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
放課後子ども教室	学校区	6 (0)	6 (0)	6 (4)	9 (5)
学校支援活動	学校区	—	1	1	2

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・指導児講習会	教育総務課あいつっこ育成推進室	子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に、集団生活のルールやレクリエーション、会津の歴史や文化等について、集まった仲間たちとの班活動を中心に学び、地域子ども会活動をより充実したものとすることを目的に開催します。
・あいつわくわく学園グループ学習(小学校との交流会)	高齢福祉課	市主催の高齢者大学校である「あいつわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を実施、継続していきます。
◆地域学校協働本部事業	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。
・子どもの読書活動の推進	生涯学習総合センター	家庭、地域、学校等が連携し、成長に応じて子どもの読書に親しむ機会や環境の充実を図り、子どもの読書活動推進に取り組みます。
・各地区公民館事業	各地区公民館	地域ごとの特徴を活かして、自然体験や地域の催しへの参加、多世代交流などの取組を行っています。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 国際交流活動の推進

子どもたちの国際社会への興味や関心を醸成し、グローバルな人材を育成するために、国際交流活動を推進します。

毎年 30 名前後の高校生が参加するグローバル人材育成事業や、友好都市中国荆州市との青少年書画交換交流を実施していきます。

◇国際交流推進事業

区分	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
プログラム参加者 (会津地域の高校生)	人	31	26	26	35

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・国際交流推進事業	企画調整課	野口英世博士と諸外国との深いつながりを縁に、グローバルな視点を持った人材育成のためのプログラム(グローバル人材育成事業)を継続して実施していきます。
・友好都市交流事業	企画調整課	友好都市を締結している荆州市と書画の交換やホームステイによる交流を行い、友好交流の促進を図ります。

◇基本施策2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 学校の教育環境の整備

子どもの発達における自然体験や社会体験など様々な体験の重要性や、総合的な学習の時間の取組、少子化の進行や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化するなど、学校の教育環境の整備が求められています。

このことから、引き続き「学校評議員制度」や「学校評価」などに取り組むとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入や「地域学校協働本部事業」の拡充により、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆学校運営協議会	学校教育課	地域とともにある学校を目指し、学校と保護者、地域住民が連携・協働して学校運営に取り組む学校運営協議会を導入します。
・学校評議員	学校教育課	学校運営に関し地域住民等から意見を聴取しています。今後は、学校運営協議会への移行を踏まえながら、本制度に取り組んでいきます。
・学校評価	学校教育課	学校教育の向上を図るため、教育活動の状況について評価を行います。自己評価は全教職員・保護者・園児児童生徒が、学校関係者評価は学校評議員等が行い、評価結果を公表しており、地域と家庭、学校が連携しながら教育力を高めるよう努めます。
◆教職員人事評価制度	学校教育課	小中学校において、全職員が経験年数等に応じた自己目標を設定し、管理職との面談を行いながら目標達成のための取組を行います。
◆地域学校協働本部事業（再掲）	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。
◆会津図書館による学校支援	生涯学習総合センター	小中学校の教育環境の整備に向け、学校教育課と連携し、学校図書館の訪問支援や、「学校支援図書セット」等の貸出を継続して実施します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するために、教育・保育施設から小学校への適切な情報の引継ぎ等を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・保幼小連携事業	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1プロブレム※」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。

◇基本施策3 子どもの安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないように、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ることが求められます。

青少年問題協議会による関係団体との連携強化、少年センター補導員による街頭補導活動、声かけ事案発生時の関係機関におけるメール配信による情報発信や「ひなんのくるま」ステッカーを貼った公用車等による巡回などにより、犯罪被害の防止に努めます。

また、SNSなど情報通信手段を用いた犯罪の被害から子どもを守るため、家庭、学校及び地域と連携した取組を進めます。

◇少年センター事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
街頭補導活動等の実施回数（延べ）	回	352	309	345	312
総補導員数	人	1,856	1,660	1,762	1,609

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・青少年問題協議会	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成などに関する総合的施策の適切な実施を期するため、関係団体及び行政機関等による審議・情報交換を行うことにより、相互の連携を密にしていきます。
・少年センター事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	少年センター補導員による街頭補導活動等を実施します。平成30年度の延べ活動補導員数は1,609人であり、愛のひと声による指導を行っています。公用車による郊外巡回「あいづっこ青色パトロール」の実施体制強化など、街頭補導活動の充実を図ります。

◆児童生徒安全対策事業	学校教育課	<p>児童に防犯用ホイッスルを支給し、事故や不審者への対策を行うとともに、児童生徒の安全確保のため、緊急事態発生時における連絡体制の整備を図ります。</p> <p>加えて、関係団体と連携し公用車等に「ひなのくるま」等のステッカーを貼り、不審者への注意喚起と、地域の児童等の安全確保を図るなど、本事業に対する児童自身の理解が深まるよう周知を図ります。</p>
◆暴力追放事業	危機管理課	<p>市内小・中学校において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な被害を受けないようにするための教育を行うよう各学校に依頼します。</p>

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、地域や関係機関と連携しながら、交通安全運動や交通安全施設の整備が求められることから、通学路における交通安全指導や交通安全教室における指導など、子どもの交通安全の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・交通安全専門員事業	危機管理課	<p>児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、教育・保育施設等において講師として交通安全教育を推進します。</p> <p>自転車の交通ルール違反や運転マナーの悪さが目立つことから、自転車運転時のヘルメット着用など交通安全の普及に努めます。</p>
・学校安全ボランティア活動支援事業	学校教育課	<p>子どもの通学の安全確保のために協力している、地域の学校安全ボランティアに対して、活動のための消耗品等の支援を行います。</p>
◆通学路安全推進事業	学校教育課	<p>通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保に努めます。</p>

◆：第1期計画には記載がなかった事業

◇基本施策4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実

(1) 子どもの悩みに対する相談の充実

子どもが抱える問題・課題は社会環境に左右されることも多く、多様化、深刻化している状況がうかがえます。このような問題を早期に発見し、適切に対応するためには、子どもや保護者一人ひとりに応じた、きめ細かな対応が求められます。

いじめや不登校などの問題への対応、未然防止に向けて、スクールカウンセラー*や心の教室相談員*の配置に加え、スクールソーシャルワーカー*を派遣するとともに、適応指導教室*の開催日数を増やすなど、子どもや保護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、支援団体と連携し、悩みを相談できる場を提供します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。
・適応指導・教育相談事業	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラー等と連携しながら、適応指導教室や家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカー*を配置し、児童生徒のおかれた様々な環境(家庭・学校・地域等)に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実に努めます。

◇基本施策5 次代の親の育成

(1) 幼児と触れ合う機会の提供

少子化や核家族化などにより、親子のふれあう機会が少ないまま親となる人が増えていると考えられます。赤ちゃんとのふれあいや、子育て体験などにより、命の尊さや子育てを楽しんでいるという気持ちを高めていくことは大切な取組であると考えます。

市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの依頼等を通して、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を感じることができる取組を行っていきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児とふれあう機会の提供	こども保育課	市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの職場体験・インターンシップの依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を体感できるよう配慮した取組を行います。 また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。

(2) 思春期における健康教育の推進

思春期の子どもたちは、自分の心身の成長に伴う悩みや不安に加え、SNSなど情報通信手段の発達など社会環境の変化も大きく、心身の不安定や生活習慣の乱れも見受けられます。

各小中学校で全体計画・年間計画に基づく性教育の実施や、中学校における薬物乱用防止教育の実施などにより、健康教育を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・性教育の充実	学校教育課	小中学校において、性教育に関する全体計画・年間計画を作成し、これに基づき9年間を通して、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施します。
・薬物乱用防止教育の充実	学校教育課	発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

◇基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進

(1) 妊産婦の健康づくりの推進

核家族化の進行によって、妊娠・出産の不安や悩みの相談相手（両親等）が身近にいなかったり、産後の子育てを母親一人が負うことで負担に感じることが、従来より増していると考えられます。

妊産婦が安心して子どもを産み、育てるために、的確な情報を提供し、相談できる体制を整えることが望まれます。

本市では、これまで「母子健康手帳」の交付や、医療機関等との連携により、早期から支援の必要な妊産婦を把握し、「訪問指導」等に取り組んできました。また、平成29年度からは、出産後の母子の身体面・精神面の負担軽減を図る「産後ケア事業」への取組を開始し、平成30年度には「子育て世代包括支援センター」を設置してきました。今後も引き続き、対面による実情把握に努めるとともに、「子育て世代包括支援センター」を中心に情報の一元化を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組んでいきます。

◇安心・安全な妊娠、出産への支援

区分		単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
母子健康手帳の交付（妊娠届出数）		件	933	931	834	813
母子健康手帳交付時の保健指導数		件	865	858	773	756
支援が必要な妊産婦数（延べ）		人	38	83	84	336
妊産婦訪問件数（延べ）		件	905	935	968	1,049
産後ケア	日帰り	件	—	—	19	18
	宿泊	件（延べ日数）	—	—	17(62)	16(50)

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆産後ケア事業	健康増進課	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定の期間、家族などの協力が得られにくい産後の母子に対し、病院・診療所・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子どもを生み育てることができる支援体制を確保します。
◆子育て世代包括支援センター事業	健康増進課	健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課で、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・安心・安全な妊娠、出産への支援	健康増進課	母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう情報提供を行います。 また、医療機関等との連携を図りながら、訪問指導等による支援を行います。

(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実

母子ともに健康で妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊産婦健康診査の助成や、乳幼児健康診査を実施し、内容の充実に取り組みます。平成 29 年度からは「新生児聴覚検査」の公費負担も開始しています。

さらに、母子健康手帳に記載されている乳幼児健康診査や予防接種の情報を電子データとして活用し、スマートフォンアプリ等で表示・閲覧する「母子健康情報サービス」により、主に妊娠から乳幼児期に必要な健康情報や支援情報を一元的に提供することで、より利便性の高い子育て支援サービスの充実を図ります。

◇乳幼児健康診査事業

区分	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
4 か月児健康診査受診率	%	97.9	97.9	98.4	98.2
1 歳 6 か月児健康診査受診率	%	97.5	96.0	97.3	96.6
3 歳 6 か月児健康診査受診率	%	94.5	94.0	96.7	94.5
先天性股関節脱臼等検診受診率	%	97.8	93.3	92.2	92.4
9～10 か月児健康診査受診率	%	92.0	94.1	94.2	92.2
新生児聴覚検査受診率	%	—	—	97.0	97.7

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・妊産婦健康診査助成	健康増進課	妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診 15 回、産後 1 か月健診 1 回の公費負担（助成）を行い、妊娠中の健康管理や経済的負担軽減を図ります。また、平成 30 年度より「エジンバラ産後うつ病質問票」を産後 1 か月健康診査に追加し、医療機関との連携を図りながら、支援を行います。
・乳幼児健康診査事業	健康増進課	定期的な健康診査により乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。 また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行います。
◆新生児聴覚検査	健康増進課	新生児聴覚検査を実施し、先天性聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な療育等が受けられるよう支援します。

◆：第 1 期計画には記載がなかった事業

(3) 子どもの健康づくりの推進

「離乳食教室」や「健診事後相談（わんぱく相談）」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「5歳児発達相談事業」などにより、保護者に対して子どもの成長や発達に応じた関わり方、子育てに関する情報の提供や相談などを行い、保護者の育児不安の軽減や養育上の問題の改善を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。

乳児家庭全戸訪問事業の実施率は高い値で推移しています。その中で、支援が必要と判断される家庭は、年々増加する傾向があり、関係機関との連携を強化し、支援を行っていきます。

◇乳幼児健康相談・教室

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
離乳食教室参加率	%	64.2	70.4	68.9	72.7
乳児家庭全戸訪問実施率	%	93.0	94.8	95.0	94.8
健診事後相談者数（わんぱく相談）延べ	人	144	166	151	179
5歳児発達相談質問票回収率	%	—	—	—	73.2

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児健康相談・教室	健康増進課	乳幼児の健康相談や教室を実施し、乳幼児の健康に関する適切な情報の提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につけ、健康なからだをつくることのできるよう支援を行います。
◆子育て世代包括支援センター事業（再掲）	健康増進課	健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課で、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。
・乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等を行い適切なサービスが受けられるよう支援を行います。 地域の中で孤立するリスクが高い家庭が増加傾向にあり、市と地域子育て支援センターとの連携強化を図り、支援します。
◆5歳児発達相談事業	健康増進課	5歳児（年中児）の保護者に対して、発達に関する質問票を送付し、その回答をもとに、保健師の助言や発達相談会の勧奨、保育所等関係機関の連携など、就学前に適切な支援を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 救急医療体制の充実

子どもたちがいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、会津若松医師会などと連携し、「夜間急病センター」や「休日当番医」体制を確保し、メール配信サービス等により情報の提供に努めます。

◇救急医療体制（小児）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
夜間急病センター受診者数	人	3,882	3,885	3,515	3,087
休日当番医受診者数	人	8,022	7,483	7,204	7,196

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・救急医療体制（小児）	健康増進課	<p>夜間急病センターは、年中無休で19時から23時まで小児を診察できる医師を配置し、内科・小児科系の診療を行っています。</p> <p>日曜・祝日の昼間は、3科（内科系、外科系、歯科）の休日当番医制により診療体制を確保します。5月の連休やインフルエンザ流行時期などの特定期間は小児科による診療も行います。</p> <p>市政だよりやメール配信サービス等で情報を提供しています。</p>

(5) 食育の推進

「食」は生涯を通じた健康づくりの基礎となるものであり、特に乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることは重要であり、楽しく、正しく取り組んでいくことが望まれます。

各教育・保育施設や学校においては、毎年「食育計画」を策定し、これに基づき食育への取組を実施します。さらに、会津若松市食生活改善推進員を養成・育成し、会津若松市食育ネットワークとの協働により幅広く食育を推進していきます。

◇食育のさらなる推進

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
食生活改善推進員による「母子の健康・貧血予防」に関する活動	回	73	76	69	77
	人	1,574	1,260	1,507	926
乳幼児健康診査等での栄養指導（母子手帳交付時を除く）	件	2,628	3,371	3,184	3,549

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・各年齢に応じた食育の推進	こども保育課／学校教育課	食で育む「こころ」と「からだ」の元気なあいづっ子を目指して、各年齢に応じた食育の取組を推進します。また、子どもが通う教育・保育施設等や各学校における食育の取組も推進します。
・食育のさらなる推進	健康増進課	食育に関する関連機関とのネットワーク化をさらに進め、相互に連携を図りながら「市食育推進計画」に基づき、食育を推進します。

◇基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実

(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供

子育て支援等の情報を子育て家庭に伝えるため、子育て支援チラシを作成し、担当窓口にて配布を行っています。また、現在子育て中の保護者は、インターネット等を利活用する方が多いことからホームページにも掲載しています。

今後も、幅広い子育て関連情報を、よりの確に情報発信できるよう努めていきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆子育て支援等の情報提供	こども保育課	子育てに関わるさまざまな情報を集約し、ホームページ等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を発信します。 また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、サービスの充実に取り組みます。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上

子育て家庭の悩みや相談に対応するため、家庭児童相談室に家庭相談員2名を配置し、児童虐待を含む相談・指導に応じており、引き続き、関係機関との連携を図りながら早期発見・支援に努めます。

また、子育て家庭の教育力向上を目指して、「出前講座」や「子育て講演会」の実施に取り組みます。

◇家庭児童相談室運営事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	件	219	628	912	1,084

◇子育て中の親を育成する講演会の開催

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「子育て講演会」参加者	人	122	122	69	73

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・家庭児童相談室運営事業	こども家庭課	家庭や保育施設、学校等から、家庭や児童の養育、児童虐待等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しており、家庭相談員2名を配置し、相談・助言・指導を行います。
・生涯学習出前講座の充実	生涯学習総合センター	市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師となるなど、子育て家庭の教育力の向上を図ります。 ホームページや広報紙での周知や窓口での資料配布、センターの利用団体や来館者へのPRなど、出前講座制度の周知に努めます。

事業名	担当課	事業概要
・子育て中の親を育成する講演会の開催	こども家庭課	子育て家庭を対象に、各専門家や子育て経験者による「子育て講演会」等を定期的に開催します。講演会を通して子育て家庭の育児不安を和らげ児童虐待の未然防止等を図ります。

(3) 子育てをする親への支援

子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は、ニーズ調査では50%を超えています。子育てをする保護者の不安を軽減し、子育ての基本を学びながら、ゆとりを持って子育てを楽しむ環境づくりが望まれます。

本市では、これまで地域子育て支援センターや児童館で実施する幼児クラブ等において、育児相談や保護者同士の交流の場を提供しています。また、乳幼児健診での読み聞かせや、図書館での赤ちゃんおはなし会などを通して子育ての楽しさなどを伝えており、このような取組を継続して実施します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・地域子育て支援センターの充実	こども保育課	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。 特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。
◆子ども読書活動推進事業	生涯学習総合センター	乳幼児健診時のブックリスト配布や、会津図書館での「おはなし会」などを通して、絵本を介した親子のふれあいや子育ての楽しさを知る取組を継続して実施します。
◆家庭教育講座	生涯学習総合センター	就学時健康診断の保護者の待機時間を活用し、子どものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。
◆子育て応援講座（PTA研修会）	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのPTA活動や子どもたちの健全な成長について学習するとともに、研修をとおして各PTA間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。
◆ブックスタート事業	こども家庭課/健康増進課/会津図書館	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実

共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっています。この多様な教育・保育ニーズを踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、より質の高い教育・保育の提供を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供	こども保育課	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組めます。 さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。
・延長保育	こども保育課	保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います。
・一時預かり事業	こども保育課	教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。 また、現在、幼稚園等で教育時間終了後に実施している預かり保育も、子育て家庭への支援の一助となっていることから、継続して取り組めます。
・休日保育	こども保育課	日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。
・子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。
◆へき地保育所運営事業	こども保育課	へき地の保育を必要とする児童を集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図ります。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(5) 放課後児童健全育成事業の充実

放課後や長期の休みに、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童に遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）は、平成 27 年度から小学 6 年生まで対象を拡大し、また、利用時間も 19 時まで延長しました。これらの環境整備を行った結果、登録児童数は増加傾向にあり、引き続き児童の健全な育成と保護者の就労支援に取り組みます。

◇放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

区分	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
クラス数（年度末）	クラス	45	45	47	49
登録児童数（5月1日）	人	1,335	1,472	1,593	1,757

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。
・こどもクラブ関係機関の連携	こども保育課	個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、こどもクラブの運営者や学校を始めとした関係者間の連携を強化します。

◇基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

安心して子育てを行うためには、子育て世帯や子どもが安心して外出できる環境の整備も大切です。

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備（トイレ、駐車場、段差解消など）や道路の整備・点検等（歩道の整備・拡幅化など）を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・利用しやすい公共施設の整備	総務課	ユニバーサルデザインの視点で子育て家庭等が安心して利用できる施設や設備、案内板等の整備に取り組みます。
・安全な交通環境の整備	道路建設課	すべての人が安心して外出できるよう、歩道の拡幅、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。 また、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路の移動等円滑化を推進します。さらに、事故が多発しているエリアについては、歩道整備等を行うことによって歩行者および自転車の安全を確保し、交通事故の削減を目指します。

(2) 子育てしやすい居住環境の整備

安心して子育てできる住まいの一つとして、市営住宅においては日常の維持管理に努めるとともに、トイレ等設備の改修など良好な居住環境の確保に向けた整備に努めます。

また、ファミリー世帯向け特定優良賃貸住宅の供給に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公営住宅の維持管理	建築住宅課	公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。
・特定優良賃貸住宅供給促進事業	建築住宅課	中堅所得者等の居住の用に供する優良な公的賃貸住宅の供給の促進と、募集案内の周知に努め、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。

(3) 子どもの遊び場の整備

ニーズ調査では、公園や冬期間・雨天時の屋内遊び場について、多くの意見・要望が寄せられたところであり、遊び場の整備は子育て環境の充実を図る上で効果的です。

公園については、子どもたちが安心して安全に遊べる場所として、日常点検による維持管理と必要に応じた整備を行います。

屋内遊び場については、ホームページ等により地域子育て支援センターや屋内で遊べる民間施設等の情報を発信するとともに、子どもと子育て世代のための施設の整備を図る中で検討していきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公園の維持・管理	花と緑の課	子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化、遊具等の適切な補修や更新により、安全、安心な公園施設の維持に努めます。
・屋内遊び場	こども保育課	ホームページ等を活用しながら、屋内で遊べる地域子育て支援センターや民間が運営する屋内遊び場について、情報発信を行います。 また、児童館機能や中高生の居場所等、施設のあり方について、検討していきます。

◇基本施策4 仕事と生活の両立の支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

男性も女性も仕事と子育ての両立ができるよう、保育サービスの充実を図るとともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考えを一層浸透していくことが大切です。

本市においては「次世代育成支援企業認証」や「男女共同参画推進事業者表彰」が増加しており、少しずつ浸透している様子が窺えます。しかし、ニーズ調査における育児休業制度の取得状況は、特に父親では2.7%となっているなど、さらなる取組の充実を図ります。

◇次世代育成支援企業認証（県）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
次世代育成支援企業認証 (市内企業)	社	23	23	25	30

◇男女共同参画推進事業者表彰（市）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
男女共同参画推進 事業者表彰受賞者	社	27	28	33	36

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公共職業安定所との連携による就業支援の実施	商工課	会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の就業に対して、一層きめ細かな支援に努めます。
・仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	商工課	国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。
・支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等	商工課	各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国や県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取組への啓発に努めます。
・男女共同参画推進事業者表彰の実施	企画調整課協働・男女参画室／商工課	男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰しています。さらに、それらの取組を男女共同参画情報紙等により広く周知し、他事業者への普及を図ります。
◆男女共同参画コーナーの整備	生涯学習総合センター／企画調整課協働・男女参画室	会津図書館内に「男女共同参画コーナー」を設置し、関連図書を整備することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画への理解促進を図ります。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立を図るための基盤整備として、乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）や子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供等に取り組みます。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）は、民間機関の協力を得て、平成30年度は延べ282人の利用となっています。

◇乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者（延べ）	人	263	203	256	282

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）	こども保育課	病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童を、病院に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。 なお、利用にあたっては、子どもが病気などの時に親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の確保に努めます。
・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲）	こども保育課	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組みます。 さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。
・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。
・ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。

◇基本施策5 子育て家庭への経済的支援

(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実

ニーズ調査において、子育てに関して不安や負担を感じる理由では「子育てで出費がかさむ」が最も高い比率となっています。

保護者の経済的な負担の軽減を図るため、「児童手当」や「子ども医療費助成事業」、「保育料等の減免」などを行っています。

◇児童手当

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受給者数	件	8,604	8,722	8,541	8,318

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・児童手当	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。
・子ども医療費助成事業	こども家庭課	子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。
・保育料等の減免	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。
◆児童扶養手当	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
◆ひとり親家庭医療費助成事業	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
◆就学援助制度	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

◇基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 子どもの虐待防止の強化

子どもの虐待を防止するためには、福祉や教育、保健、医療、児童相談所や警察等の関係機関の連携を深め、情報を共有し、訪問や指導・助言、援助等の支援を行うことが求められます。

本市では、平成28年度より要保護児童対策地域協議会専門員を配置し「要保護児童対策地域協議会」において対象世帯を把握し、個別ケース検討会による検討を経て支援を行っています。また、養育支援員を5名配置し、養育支援が必要な家庭を訪問し指導や助言等を行っています。

引き続き、関係機関との連携を密にし、要保護児童等の早期発見・早期対応と、児童虐待の未然防止に取り組みます。

◇要保護児童対策地域協議会

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
進行管理対象世帯	世帯	41	40	48	46
	人	68	65	104	102
個別ケース検討会	回	71	69	82	102
	世帯	40	38	33	46

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。 さらに、市民や施設等へ周知を図りながら、関係機関・団体の連携・協力と事務局機能の強化に努めるとともに、未然防止のための啓発活動や要保護児童対策地域協議会の研修会なども開催します。
・養育支援訪問事業	こども家庭課	児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、情報提供や相談、経済的支援などを行うことが求められます。

ひとり親家庭等に対しては、「女性福祉相談」での助言や情報提供、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭医療費助成事業」、「母子家庭等自立支援給付金」、「就学遺児激励金」等の支給、助成を行っています。また、母子生活支援施設においては、緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行います。

◇女性福祉相談

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	件	341	350	393	427

◇児童扶養手当

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受給資格者(8月1日)	人	1,615	1,588	1,586	1,520

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・女性福祉相談	こども家庭課	母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談員が助言・指導・情報提供を行います。
◆児童扶養手当(再掲)	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
◆ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
・母子家庭等自立支援給付	こども家庭課	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父または母に対して、費用の助成を行います。
・就学遺児激励金	こども家庭課	小中学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。
・母子生活支援	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図りながら、母子の自立に向けた支援を行います。
◆就学援助制度(再掲)	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国の取組として重視する姿勢が示され、一定の成果をみたものの、なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在することや地域間での取組の格差が生じてきているなどのことから、令和元年に同法の一部が改正され、地方公共団体においても貧困対策計画の策定に努めるよう位置づけられました。

また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていくことが必要とされています。

本市では、これまで、生活困窮者支援策、子育て環境の整備及び利用者負担軽減等の各施策において貧困の世代間連鎖の防止に取り組み、子どもの育成環境や保育・教育条件のさらなる整備、改善を図ってきました。

引き続き、支援が必要な子どもやその家族が適切な支援を受けられるよう、経済的な状況以外にも、個々の家庭を取り巻く状況について把握し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」などに重点を置き、子どもの生育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない支援となるよう、各種子育て支援施策を推進します。

① 教育の支援

困難を抱える子ども一人ひとりに対するきめ細かな支援に努めるとともに、地域福祉等との多様な連携により地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりなど、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「子どもの学習・生活支援事業」	地域福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもを対象とした学習支援を行うとともに、保護者に対しても進学や教育費にかかる情報提供、家庭環境改善に向けた働きかけを行います。
・スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。

・適応指導・教育相談事業 (再掲)	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラーや心の教室相談員と連携しながら、適応指導教室や家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒のおかれた様々な環境(家庭・学校・地域等)に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実を図ります。
◆地域学校協働本部事業 (再掲)	生涯学習総合センター	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。
◆家庭教育講座 (再掲)	生涯学習総合センター	就学時健康診断の保護者の待機時間を活用し、子どものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。
◆子育て応援講座(P T A研修会) (再掲)	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのP T A活動や子どもたちの健全な成長について学習するとともに、研修をとおして各P T A間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

② 生活の安定に資するための支援

相談体制の充実を図り、困難を抱える子育て家庭への養育支援や生活支援を推進します。

また、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもに対して、居場所の確保を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「自立相談支援事業」	地域福祉課	専門の相談員を配置し、生活困窮者からの相談内容に応じて、自立に向けた支援計画(プラン)の作成や関係機関と連携しながら、就労支援をはじめとした自立に向けた支援を行います。
・子育て短期支援事業(再掲)	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。
・母子生活支援(再掲)	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図りながら、母子の自立に向けた支援を行います。
・児童手当(再掲)	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。

◆児童扶養手当 (再掲)	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
・子ども医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。
◆ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
・就学遺児激励金(再掲)	こども家庭課	小中学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。
・放課後児童健全育成事業(こどもクラブ) (再掲)	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

特に、ひとり親に対し、安定した就労機会を確保するための資格取得や高卒認定取得への支援、より安定した就労機会確保のため公的職業紹介事業者などの専門機関と連携します。

また、就労を希望する家庭が、安心して就労できるよう、保育施設やこどもクラブの受け入れ確保に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆ひとり親家庭自立支援事業	こども家庭課	就職に有利な資格取得を促すために訓練費や生活費の一部を助成し、ひとり親家庭の就労・経済的自立を支援します。
◆保育施設やこどもクラブの受け入れ確保	こども保育課	就労等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに応えるため、保育施設やこどもクラブにおいて保育サービスを提供します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

① 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対し、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減支援を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「住居確保給付金の支給」	地域福祉課	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失のおそれのある方で、就労に向けた所定の活動を行うことなどの条件を満たす方に対し、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。
◆ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業利用者のうち、次の要件のいずれかに該当する場合に、利用料の半額を助成します。 ・住民税非課税世帯 ・生活保護世帯 ・児童扶養手当受給世帯
・ホームスタート事業	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
・保育料等の減免（再掲）	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。 さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。
◆会津若松市奨学金給与	教育総務課	能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる者（高等学校又は高等専門学校に在学している者）に対し、奨学資金を給与します。
◆板橋好雄奨学資金貸与	教育総務課	学業が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者（大学に入学するもの又は在学している者）に対して奨学資金を貸与します。
◆就学援助制度（再掲）	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
◆被災児童生徒就学支援事業	学校教育課	東日本大震災により被災し、経済的理由によって就学困難な児童生徒等の保護者に対し、義務教育が円滑に行われることを目的として学用品費、給食費、医療費等を支給します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

② 切れ目のない支援及び地域との連携強化

子どもの貧困は、社会全体で取り組むべき課題であり、前向きに伸びようとする子どもたちを支援する環境を醸成するよう、関係機関や団体等と連携強化を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・ 民生児童委員協議会	地域福祉課	<p>児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。</p> <p>地域における身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境整備を図りながら支援を行います。</p> <p>また、各地域の民生委員・児童委員が、それぞれの持つ情報を交換し、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。</p>
◆ 子ども未来基金事業	こども家庭課	<p>市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等による子どもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。</p>
・ ホームスタート事業 (再掲)	こども家庭課	<p>子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。</p>
◆ ブックスタート事業 (再掲)	こども家庭課 / 健康増進課 / 会津図書館	<p>4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。</p>
◆ 妊娠・出産・子育てに関する相談	健康増進課	<p>子育て世代包括支援センターを中心に、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問等の各種事業を通じ、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て時期にわたり、心配なことや悩みなどを伺い、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などとの連携により、切れ目のない支援を行います。</p>
・ 地域子育て支援センターの充実 (再掲)	こども保育課	<p>子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。</p> <p>特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。</p>

・保幼小連携事業 (再掲)	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1プロブレム※」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。
◆青少年問題協議会(再掲)・青少年健全育成事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年問題協議会や青少年育成市民会議の活動を通じた、家庭、学校、地域社会、関係機関の相互連携の強化による青少年の健全育成を推進します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいの「ある」「なし」にかかわらず、すべての子どもが等しく、明るく、安心して生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」及び「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行います。

また、「地域自立支援協議会」による「障がい児福祉計画」等の進行管理、「障がい者総合相談窓口」及び「地域相談窓口」等による障がいに関する相談や情報発信等を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・障がい児に対する支援	こども家庭課	乳幼児健康診査事業などの活用により、障がいのある子どもとその家庭に対する相談体制を整えながら「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」及び「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行います。
・地域自立支援協議会	障がい者支援課／こども家庭課	各関係機関の連携を強化し、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現のための仕組みづくりや「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進行管理を行います。
・障がい者総合相談窓口	障がい者支援課	障がいのある子どもや障がいのある人、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう援助します。相談を受けた場合は必要に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の各機関と連携し、ライフステージに応じた適切な支援が行えるよう関係機関との調整を図ります。
・教育支援委員会	学校教育課	早期からの教育相談や、その後の一貫した支援についても助言を行う相談機能の充実を図ります。 さらには、福祉機関等との連携を図りながら特別な支援を要する子どもたちの支援を行っていきます。
◆支援学校等への移動図書館の運行	生涯学習総合センター	県立会津支援学校や県立聴覚支援学校会津校へ月1回移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供します。

【基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち】

◇基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

(1) 子育て意識の醸成

核家族化が進行し、地域における近隣関係が希薄化している現在の社会において、子育て家庭は孤立感や、子育てに関して不安や負担を感じるケースが少なくありません。子どもは親だけでなく、地域社会にとっても明るい希望となる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを、地域社会全体で支えていくことが求められます。

男女共同参画事業の推進や子どもの権利を尊重する意識づくりなど、子育てを地域で支える意識づくりの取組を推進します。

◇男女共同参画推進事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「男女平等に関する作文コンクール」応募件数	件	252	243	267	353

◇子どもの権利を尊重する意識づくり

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「子どもへの暴力防止プログラムワークショップ」実施実績	・小学校	4校	3校	3校	3校
	・中学校	2校	3校	4校	5校
	・保育園等	2園	7園	4園	3園
	回数(回)	29	48	45	43
	人数(人)	575	941	760	727

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・男女共同参画推進事業	企画調整課協働・男女参画室	「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てをする意識の啓発を図ります。 中でも次代を担う子どもたちを核とする取組に重点を置くことで、保護者などへの意識の広がりを図ります。
・子どもの権利を尊重する意識づくり	こども家庭課	チラシの作成・配布や市政だよりへの掲載、講演会等の開催により「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)※」の普及・啓発をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図るとともに、子どもへの暴力防止のためのプログラムワークショップを実施し、地域における児童虐待の未然防止に向け取り組みます。

(2) 市民参加の子育て支援

「ファミリー・サポート・センター事業」や「ホームスタート事業」では、会員数や訪問回数が増加するなど、市民の協力により活動が強化している状況がうかがえます。また、平成29年度から子どもに対する活動を行う団体の取組に対し、助成を行っています（「子ども未来基金事業」）。

近隣関係が希薄化する中であっても、地域で子育てを支える取組を推進するとともに、民生児童委員の協力を得ながら、妊産婦に対する支援や児童問題に対する相談・支援活動等の取組の充実に努めていきます。

◇ファミリー・サポート・センター事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
会員数	人	562	646	695	723
・サポート会員数	人	116	134	133	129
・お願い会員数	人	433	499	544	576
・両方会員数	人	13	13	18	18

◇ホームスタート事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用世帯数	世帯	16	19	21	21
子どもの人数	人	23	33	38	33
訪問回数（延べ）	回	100	128	197	193

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。
・民生児童委員協議会（再掲）	地域福祉課	<p>児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。</p> <p>地域における身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境整備を図りながら支援を行います。</p> <p>また、各地域の民生委員・児童委員が、それぞれの持つ情報を交換し、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。</p>

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・ホームスタート事業（再掲）	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
・青少年の心を育てる市民行動プラン事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言※”」のさらなる周知・啓発を図るとともに、「市民総ぐるみ朝のあいさつ“おはよう”運動」などの実践活動を行います。
・商店街等と連携した活動への支援	商工課	商店街と市民が連携し、空き店舗の活用やイベント等の開催により、子育て世代の交流や活動を促す取組に対して支援を行います。
◆子ども未来基金事業（再掲）	こども家庭課	市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等による子どもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

（3）子育て支援施設を拠点とした子育て支援

保育所や幼保連携型認定こども園に開設した「地域子育て支援センター」や児童館での幼児クラブにおいて、育児相談や子育て親子の交流の場の提供等を行い、子育てにおける不安や悩み等の軽減に努めます。また、継続的な活動が期待できる子育てサークル活動への発展に向けた支援に取り組みます。

◇地域子育て支援センター事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
地域子育て支援センター	施設	19	21	23	23

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・地域子育て支援センターの充実（再掲）	こども保育課	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。 特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。

【子育て施策(主な事業)一覧】

基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち

基本施策	主な施策	主な事業	ページ
1 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実	・子ども向けイベント等の情報提供 ◆図書館イベント、新刊図書情報等の提供 ◆地域とつながる教育支援事業	20
	(2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施	・指導児講習会 ・あいづわくわく学園グループ学習 ◆地域学校協働本部事業 ・子どもの読書活動の推進 ・各地区公民館事業	20 ～ 21
	(3) 国際交流活動の推進	・国際交流推進事業 ・友好都市交流事業	21
2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備	◆学校運営協議会 ・学校評議員 ・学校評価 ◆教職員人事評価制度 ◆地域学校協働本部事業（再掲） ◆会津図書館による学校支援	22
	(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	・保幼小連携事業	23
3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	・青少年問題協議会 ・少年センター事業 ◆児童生徒安全対策事業 ◆暴力追放事業	23 ～ 24
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	・交通教育専門員事業 ・学校安全ボランティア活動支援事業 ◆通学路安全推進事業	24
4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	・スクールカウンセラー等活用事業 ・適応指導・教育相談事業	25
5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供	・乳幼児とふれあう機会の提供	26
	(2) 思春期における健康教育の推進	・性教育の充実 ・薬物乱用防止教育の充実	26

◆：第1期計画には記載がなかった事業

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

基本施策	主な施策	主な事業	ページ
1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進	◆産後ケア事業 ◆子育て世代包括支援センター事業 ・安心・安全な妊娠、出産への支援	27 ～ 28
	(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実	・妊産婦健康診査助成 ・乳幼児健康診査事業 ◆新生児聴覚検査	28
	(3) 子どもの健康づくりの推進	・乳幼児健康相談・教室 ◆子育て世代包括支援センター事業（再掲） ・乳児家庭全戸訪問事業 ◆5歳児発達相談事業	29
	(4) 救急医療体制の充実	・救急医療体制（小児）	30
	(5) 食育の推進	・各年齢に応じた食育の推進 ・食育のさらなる推進	30
2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	◆子育て支援等の情報提供	31
	(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	・家庭児童相談室運営事業 ・生涯学習出前講座の充実 ・子育て中の親を育成する講演会の開催	31 ～ 32
	(3) 子育てをする親への支援	・地域子育て支援センターの充実 ◆子ども読書活動推進事業 ◆家庭教育講座 ◆子育て応援講座(P T A研修会) ◆ブックスタート事業	32
	(4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実	・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供 ・延長保育 ・一時預かり事業 ・休日保育 ・子育て短期支援事業 ◆へき地保育所運営事業	33
	(5) 放課後児童健全育成事業の充実	・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ） ・こどもクラブ関係機関の連携	34
3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	・利用しやすい公共施設の整備 ・安全な交通環境の整備	34
	(2) 子育てしやすい居住環境の整備	・公営住宅の維持管理 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業	35
	(3) 子どもの遊び場の整備	・公園の維持・管理 ・屋内遊び場	35
4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	・公共職業安定所との連携による就業支援の実施 ・仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発 ・支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等 ・男女共同参画推進事業者表彰の実施 ◆男女共同参画コーナーの整備	36
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	・乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育） ・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲） ・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲） ・ファミリー・サポート・センター事業	37

◆：第1期計画には記載がなかった事業

基本施策	主な施策	主な事業	ページ	
5 子育て家庭への経済的支援	(1)教育費や養育費などにかかる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・子ども医療費助成事業 ・保育料等の減免 ◆児童扶養手当 ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ◆就学援助制度 	38	
6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 ・養育支援訪問事業 	39	
	(2) ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性福祉相談 ◆児童扶養手当（再掲） ◆ひとり親家庭医療費助成事業（再掲） ・母子家庭等自立支援給付 ・就学遺児激励金 ・母子生活支援 ◆就学援助制度（再掲） 	40	
	(3) 子どもの貧困対策	①教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「子どもの学習・生活支援事業」 ・スクールカウンセラー等活用事業（再掲） ・適応指導・教育相談事業(再掲) ◆地域学校協働本部事業(再掲) ◆家庭教育講座(再掲) ◆子育て応援講座(P T A 研修会)(再掲) 	41 ～ 42
		②生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「自立相談支援事業」 ・子育て短期支援事業（再掲） ・母子生活支援（再掲） ・児童手当（再掲） ◆児童扶養手当（再掲） ・子ども医療費助成事業（再掲） ◆ひとり親家庭医療費助成事業（再掲） ・就学遺児激励金（再掲） ・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲） 	42 ～ 43
		③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭自立支援事業 ◆保育施設やこどもクラブの受け入れ確保 	43
		④経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「住居確保給付金の支給」 ◆ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 ・ホームスタート事業 ・保育料等の減免（再掲） ◆会津若松市奨学金給与 ◆板橋好雄奨学資金貸与 ◆就学援助制度（再掲） ◆被災児童生徒就学支援事業 	44
		⑤切れ目のない支援及び地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会 ◆子ども未来基金事業 ・ホームスタート事業（再掲） ◆ブックスタート事業（再掲） ◆妊娠・出産・子育てに関する相談 ・地域子育て支援センターの充実（再掲） ・保幼小連携事業（再掲） ◆青少年問題協議会(再掲)・青少年健全育成事業 	45 ～ 46
	(4)障がいのある子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に対する支援 ・地域自立支援協議会 ・障がい者総合相談窓口 ・教育支援委員会 ◆支援学校等への移動図書館の運行 	46	

◆：第1期計画には記載がなかった事業

基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

基本施策	主な施策	主な事業	ページ
1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成	・男女共同参画推進事業 ・子どもの権利を尊重する意識づくり	47
	(2) 市民参加の子育て支援	・ファミリー・サポート・センター事業（再掲） ・民生児童委員協議会（再掲） ・ホームスタート事業（再掲） ・青少年の心を育てる市民行動プラン事業 ・商店街等と連携した活動への支援 ◆子ども未来基金事業（再掲）	48 ～ 49
	(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援	・地域子育て支援センターの充実（再掲）	49

◆：第1期計画には記載がなかった事業

第5章 子ども・子育て支援給付

1 教育・保育及び地域型保育について

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園や小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分けられます。

◇施設型給付

施設型給付の対象は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設であり、市が施設等に対して施設型給付費を支給します。

◇地域型保育給付

市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4種類となります。

区 分	概 要
家庭的保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 1人～5人
小規模保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 6人～19人
事業所内保育事業	事業主体 : 事業主等 保育実施場所等 : 事業所の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
居宅訪問型保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育を必要とする子どもの居宅

2 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

教育・保育における需要量（ニーズ量）を把握し、「量の見込み」を算出するにあたり、平成30年度のニーズ調査を活用いたします。

ニーズ調査の結果や利用状況を踏まえた「量の見込み」と、それに対する「確保の方策」は以下のとおりです。

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和2年度）

区 分	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳		
①量の見込み	477人	242人	1,917人	1,107人	358人	4,101人	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,098人		1,788人	962人	312人	4,160人
	特定地域型保育事業				100人	39人	139人
	その他			56人	41人	9人	106人
②-①	379人			-73人	-4人	2人	304人

※その他：「企業主導型保育施設の地域枠」+「運営費支援等を行っている認可外保育施設」（以下同様）

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和3年度）

区 分	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳		
①量の見込み	470人	239人	1,902人	1,099人	352人	4,062人	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,098人		1,788人	962人	312人	4,160人
	特定地域型保育事業				100人	39人	139人
	その他			56人	41人	9人	106人
②-①	389人			-58人	4人	8人	343人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和4年度）

区 分	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳		
①量の見込み	466人	237人	1,860人	1,089人	347人	3,999人	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,076人		1,820人	962人	312人	4,170人
	特定地域型保育事業				100人	39人	139人
	その他			56人	41人	9人	106人
②-①	373人			16人	14人	13人	416人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和5年度）

区 分	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳		
①量の見込み	464人	235人	1,847人	1,079人	340人	3,965人	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,076人		1,820人	962人	312人	4,170人
	特定地域型保育事業				100人	39人	139人
	その他			56人	41人	9人	106人
②-①	377人			29人	24人	20人	450人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和6年度）

区 分	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳		
①量の見込み	461人	234人	1,832人	1,067人	335人	3,929人	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,076人		1,820人	962人	312人	4,170人
	特定地域型保育事業				100人	39人	139人
	その他			56人	41人	9人	106人
②-①	381人			44人	36人	25人	486人

3 教育・保育及び地域型保育の推進

これまで、子どもを持つ保護者等の市民ニーズを踏まえ、幼稚園の認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行など、教育・保育施設の提供体制の整備に努めてきました。

引き続き、教育・保育施設の整備に努めるとともに、提供する教育・保育の質の向上に向けて“保育士や教諭の研修の充実”、“処遇改善を始めとする労働環境への配慮”、“教育・保育施設への適切な指導監督、評価等の実施”、“自己評価、関係者評価、第三者評価を通じた運営改善”などの取組を推進します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、「子ども・子育て支援法」第59条に掲げられている下記13事業のことを言います。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

認定こども園や保育園に「地域子育て支援センター」を開設し、育児相談や園庭開放等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭の支援に取り組んでいます。近年は、毎年延べ2.4万人日を超える利用となっています。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援員を5名配置し、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の支援に努めるもので、平成30年度は延べ43回、訪問を行っています。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

本市においては平成 29 年 7 月より母子生活支援施設へ業務委託により事業を実施しています。平成 30 年度は、4 世帯が延べ 23 日の利用となっています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

令和元年 5 月 31 日現在の会員数は、「おねがい会員」が 574 名、「サポート会員」が 123 名、「両方会員」が 16 名の計 713 名となっています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

平成 30 年度は、主に非在園児を対象とした「一般型」を 21 施設、従前の幼稚園での主に在園児を対象とした「幼稚園型」を 16 施設で実施しています。

(9) 延長保育事業

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

平成 30 年度は、市内の認定こども園等 35 か所で実施しており、利用者数は延べ 2,029 人日となっています。

(10) 病児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行うものであり、本市では民間機関の協力を得て 1 か所で実施しています。平成 30 年度は延べ 282 人の利用となっています。

(11) こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の就労等により放課後等に家庭での保育を受けることの出来ない小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成と事故防止を図ります。

平成 27 年度から対象年齢を 6 年生まで拡大し、利用時間も 19 時まで延長しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成しています。

(13) 多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について

◇利用者支援事業

健康増進課、こども家庭課及びこども保育課の3課からなる子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、助産師等を配置して体制の充実を図るとともに、情報の一元化や関係機関との連携強化に取り組みます。

区 分	第2期計画				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◇地域子育て支援拠点事業

第1期計画の「量の見込み」と実績では、「量の見込み」が過大な推計結果となっています。そのため、推計結果と実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、「確保方策」を設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	85,860人日	82,872人日	80,556人日	78,240人日	75,900人日	28,800人日	28,356人日	27,864人日	27,312人日	26,772人日
確保方策	20か所	21か所	21か所	21か所	23か所	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所
事業実績	22,808人日	24,176人日	24,776人日	24,735人日	—					
	19か所	21か所	22か所	23か所	24か所					

◇妊婦健康診査

将来人口推計における「0歳児」を出産する妊婦に対して、15回の健康診査を実施することとして、「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	11,620人回	11,214人回	10,906人回	10,584人回	10,262人回	12,120人回	11,910人回	11,670人回	11,415人回	11,220人回
確保方策	11,620人回	11,214人回	10,906人回	10,584人回	10,262人回	12,120人回	11,910人回	11,670人回	11,415人回	11,220人回
事業実績	10,895人回	10,968人回	11,159人回	9,481人回	—					

◇乳児家庭全戸訪問事業

将来人口推計における「0歳児」のいる家庭を訪問することとして、「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	830人	801人	779人	756人	733人	808人	794人	778人	761人	748人
確保方策	830人	801人	779人	756人	733人	808人	794人	778人	761人	748人
事業実績	843人	819人	832人	790人	—					

◇養育支援訪問事業

年間の対象者数を、実績を踏まえて下表のとおり設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
確保方策	60人回	60人回	65人回	65人回	70人回	70人回	70人回	70人回	70人回	70人回
事業実績	27人回	33人回	24人回	43人回	—					

◇子育て短期支援事業

年間延べ利用人数と実施施設数を、実績を踏まえて下表のとおり設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
確保方策	0人日	0人日	30人日	50人日	60人日	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
事業実績	0人日	0人日	16人日	23人日	—					
	0か所	0か所	1か所	1か所	—					

◇ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

第2期計画における推計（量の見込み）は、4,000人日前後となっており、この確保に努めることとします。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4,583人日	4,629人日	4,675人日	4,722人日	4,769人日	4,056人日	4,004人日	3,900人日	3,796人日	3,744人日
確保方策	4,583人日	4,629人日	4,675人日	4,722人日	4,769人日	4,056人日	4,004人日	3,900人日	3,796人日	3,744人日
事業実績	3,746人日	3,113人日	3,639人日	2,937人日	—					

◇一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園の認定こども園への移行が進んだことから、幼稚園の利用実績及び利用意向は減少しており、一時預かり事業の「量の見込み」については、第1期計画を大きく下回る値となっております。

ニーズ調査結果による推計と実績を踏まえて「量の見込み」を設定し、この確保に努めることとします。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	217,511人日	215,336人日	213,183人日	211,051人日	208,940人日	36,785人日	35,822人日	35,335人日	34,988人日	34,611人日
確保方策	275,424人日	275,424人日	275,424人日	275,424人日	275,424人日	36,785人日	35,822人日	35,335人日	34,988人日	34,611人日
	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
事業実績	38,476人日	32,341人日	27,593人日	22,081人日	—					
	13か所	13か所	15か所	16か所	—					

②一時預かり事業（一般型）（幼稚園型を除く）

第1期計画の「量の見込み」と実績では、「量の見込み」が過大な推計結果となっています。

そのため、ニーズ調査による推計と実績を踏まえて「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	40,768人日	41,110人日	41,456人日	41,804人日	42,155人日	5,549人日	5,463人日	5,398人日	5,335人日	5,272人日
確保方策	50,088人日	50,088人日	50,088人日	50,088人日	50,088人日	5,549人日	5,463人日	5,398人日	5,335人日	5,272人日
	17か所	19か所	19か所	19か所	20か所	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
事業実績	6,745人日	5,299人日	5,457人日	4,235人日	—					
	17か所	18か所	19か所	21か所	—					

◇延長保育事業

第1期計画では、実績が「量の見込み」を上回っている結果となっています。

そのため、ニーズ調査による推計と実績も踏まえて「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(H30)	1,315人日	1,326人日	1,337人日	1,348人日	1,360人日	2,114人	2,096人	2,060人	2,041人	2,021人
確保方策	1,315人日	1,326人日	1,337人日	1,348人日	1,360人日	2,114人	2,096人	2,060人	2,041人	2,021人
	23か所	25か所	25か所	25か所	26か所	35か所	35か所	35か所	35か所	35か所
事業実績	1,906人日	2,021人日	2,005人日	2,029人日	—					
	27か所	28か所	32か所	35か所	—					

◇病児保育事業

第1期計画の「量の見込み」と実績とでは、「量の見込み」が過大に推計されていることから、第2期計画においては、ニーズ調査結果をもとに第1期計画における実績を考慮し、下表のとおり設定いたします。

また、現状の提供体制により「確保方策」を図ることとし、年間の開所日（240日前後）に定員数（4人）を乗じた960人日を確保していきます。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4,094人日	4,082人日	4,003人日	3,922人日	3,836人日	385人日	375人日	368人日	362人日	355人日
確保方策	1,028人日	1,028人日	1,028人日	1,028人日	1,028人日	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
事業実績	263人日	203人日	256人日	282人日	—					
	1か所	1か所	1か所	1か所	—					

◇こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）

未就学児童の保護者を対象とするニーズ調査による推計、小学生の保護者を対象とするニーズ調査による利用実態及び事業実績を踏まえ、「量の見込み」を設定し、令和元年度現在の施設数・定員数を確保していきます。

区 分	実績					第2期計画				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1,653人日	1,599人日	1,547人日	1,495人日	1,442人日	1,829人日	1,816人日	1,763人日	1,711人日	1,666人日
確保方策	1,720人日	1,720人日	1,720人日	1,720人日	1,720人日	1,979人日	1,979人日	1,979人日	1,979人日	1,979人日
	45か所	45か所	45か所	45か所	45か所	50か所	50か所	50か所	50か所	50か所
事業実績	1,301人日	1,418人日	1,526人日	1,677人日	—					
	45か所	45か所	47か所	49か所	—					

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

これまで記載してきたように、本市では、各種地域子ども・子育て支援事業の充実・推進に取り組んでおり、今後も、ニーズを踏まえた対応を図ってまいります。

なお、「多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業」については、市内各地域の状況や必要性等を勘案しながら、事業の実施を検討していきます。

4 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランは、国が示した共働き家庭の「小1の壁^{*}」の解消と、すべての就学児童を対象に次代を担う人材育成を目的とした放課後の総合対策であり、本市においても、こどもクラブと一体型又は連携型で実施する放課後子ども教室の計画的な整備について推進します。

具体的には、放課後子ども教室とこどもクラブの一体型による事業を実施する際の共通プログラムを企画するにあたっては、地区ごとに学校関係者を含めた定期的な検討の場を設け、プログラムの立案については、放課後子ども教室の地域学校協働活動推進員^{*}が中心となり、こどもクラブの放課後児童支援員と連携することを基本としつつ、各地区の事情に合わせて対応していくこととします。

放課後子ども教室の実施にあたっては、可能な限り小学校の余裕教室を活用し、余裕教室の活用が困難な学校については、特別教室、体育館、校庭、図書館等の一時利用を検討していくとともに、新・放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解を促し、学校施設の積極的な利用についての協力を依頼していきます。

さらに、放課後子ども教室を所管する教育委員会と、こどもクラブを所管する健康福祉部との間で定期的な打合せを行い、実施状況や課題などの情報を共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

なお、放課後子ども教室の令和6年度までの整備については、市内小学校のPTAや区長会、老人会、民生児童委員、公民館利用団体など地域の方や関係機関と協力しながら、開設場所と地域のボランティアの確保が可能となったところから開設を検討します。

◇放課後子ども教室の目標事業量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	11 か所 (8)	12 か所 (9)	12 か所 (9)	13 か所 (10)	13 か所 (10)

()は、こどもクラブと一体型の教室数

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

関係課長等で構成する「会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議」において庁内の連携を図り、毎年度、各事業の進捗状況の調査・点検を行い、後述、「会津若松市子ども・子育て会議」の意見も踏まえ、計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関等との連携

幅広い子育て支援に関係する市民等で構成する「会津若松市子ども・子育て会議」において意見を聴取し、施策に反映します。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、特に子どもと子育て中の保護者の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により計画を推進します。

2 計画の進行管理

毎年度、各事業の進捗状況を調査し、「各年度の実績」や「点検結果」、「今後の方向性」について整理し、「会津若松市子ども・子育て会議」に報告し点検・評価を行い、計画の進行を管理します。また、点検・評価の結果については、広く市民への周知に努めます。

なお、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「会津若松市子ども・子育て会議」における協議を踏まえ、本計画の見直しを行うことができるものとします。

資料編

1 計画策定までの経過

年度	月日	内容
平成30年度	7月10日	子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について(概要)
	7月18日	第1回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について(概要)
	10月24日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査(調査票)について他
	11月～1月	計画策定に係るニーズ調査実施
令和元年度	7月3日	第1回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画(骨子)について
	7月11日	子ども・子育て支援事業計画検討会議担当者会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について他
	8月7日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	8月22日	子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について他
	10月7日	第3回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	11月11日	第4回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	11月26日	文教厚生委員会協議会 ・第2期市子ども・子育て支援事業計画(案)について(報告)
	11月27日～12月27日	パブリックコメント実施
	1月22日	第5回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について(諮問)他
	2月18日	第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申)

2 会津若松市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年会津若松市条例第 23 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、会津若松市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項について市長に意見を述べ、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所掌事務（第 2 条関係）

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関すること
- ・ 子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関すること

3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧（令和元年度）

選出団体	職名	氏名	備考
会津若松市保育所保護者会連合会	副会長	佐々木 健	
会津若松市幼稚園保護者会連絡協議会	前会長	寿上 祐光	～第4回会議
	会長	小林 純一	第5回会議
津若松市父母と教師の会連合会	前副会長	安藤 暢昭	～第4回会議
	会長	成澤 勝蔵	第5回会議
会津若松商工会議所	女性会理事	村崎 紀子	～第4回会議
	女性会会長	皆川 由香	第5回会議
日本労働組合総連合会福島県連合会会津若松地区連合会	事務局長	田中 秋広	
会津若松医師会	監事	佐藤 惇	
会津若松市立小・中学校長協議会	行仁小学校長	酒井 宏	～第4回会議
	永和小学校長	遠藤 信恵	第5回会議
会津若松市保育所連合会	門田報徳保育園長	遠藤 浩平	
会津若松市幼児教育振興協会	顧問	橋本 希義	
学校法人堀内学園	理事長	堀内 恵梨子	
会津若松市子ども会育成会連絡協議会	会長	新井田 萬壽子	
ファミリー・サポート・あいづ	代表	川島 安紀子	
公立大学法人会津大学	上級准教授	清野 正哉	会長
公立大学法人会津大学短期大学部	教授	郭 小蘭	
会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員	永峯 隆子	～第4回会議
		塩田 米子	第5回会議
会津保健福祉事務所	主任社会福祉主事	折笠 薫	副会長
会津若松市地域自立支援協議会	療育部会長	森田 まゆみ	～第4回会議
	療育部会員	菅野 トモ子	第5回会議
公募		高野 サヨ	～第4回会議
公募		佐藤 紘子	～第4回会議
公募		湯田 志穂	第5回会議

4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱

(平成25年5月27日決裁)

(平成27年8月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第66条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、支援事業計画の検討及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部企画副参事
- (2) 企画調整課長
- (3) 協働・男女参画室長
- (4) 地域づくり課長
- (5) 財政課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) こども家庭課長
- (9) こども保育課長
- (10) 健康増進課長
- (11) 商工課長
- (12) 教育総務課長
- (13) あいづっこ育成推進室長
- (14) 学校教育課長
- (15) 生涯学習総合センター副所長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部企画副参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども保育課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員が検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、第3条各号に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(担当国会議)

第6条 検討国会議に、担当国会議を置く。

2 担当国会議は、こども保育課長が招集し、会務を総理する。

3 担当国会議の委員は、第3条各号に掲げる検討国会議の委員の所属職員（次項において「担当者」という。）とする。

4 担当者が担当国会議に出席できないときは、当該担当者が指名する職員を代理として出席させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

5 諮問・答申

(1) 諮問書

元こ保第1240号

令和2年1月22日

会津若松市子ども・子育て会議 会長 様

会津若松市長 室井 照平

第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)について (諮問)

子ども・子育て支援法第77条第1項第3号及び会津若松市子ども・子育て会議
条例第2条の規定に基づき、第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)に
ついて、意見を求めます。

(2) 答申書

答 申 書

令和2年2月18日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市子ども・子育て会議
会 長 清 野 正 哉

会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)について (答申)

令和2年1月22日付け元こ保第1240号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき審議を行った結果、その内容を妥当であると認め、意見を附してその旨を答申するものであります。

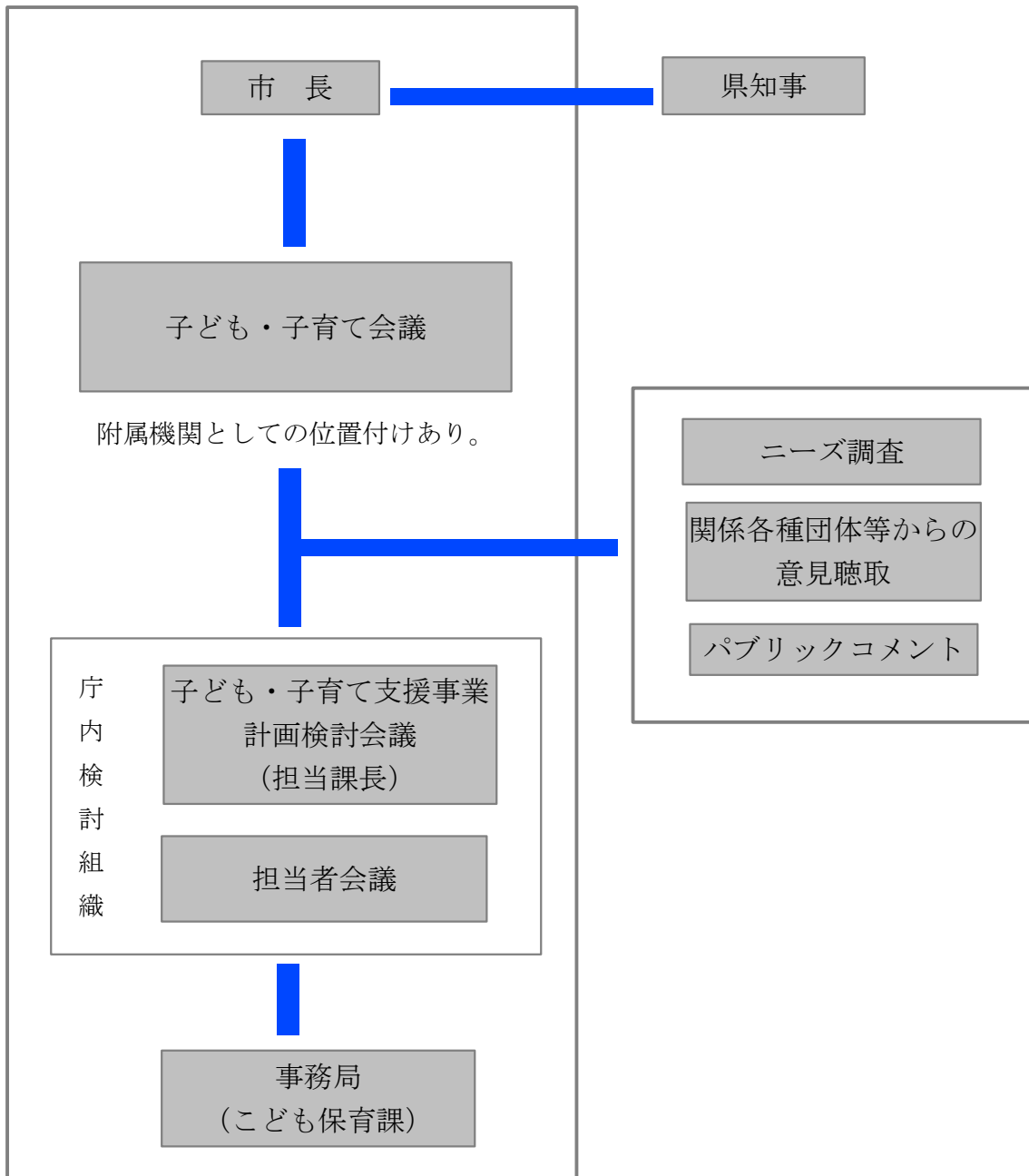
なお、委員の総意として出されました下記の附帯意見につきましても十分尊重し、会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)で定める各事業の推進に取り組まれるよう望みます。

記

附帯意見

- 1 「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を広く市民及び関係機関に周知するとともに、同計画の子育て支援に係る施策・事業を確実に実行するよう努められたい。
- 2 「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ」の実現に向け、子育て支援に関する市民ニーズに的確に対応するよう努められたい。

6 子ども・子育て支援事業計画策定体制図



7 用語集

◇あいづっこ宣言

市民一人ひとりが「次代を担う会津人の育成」を自らの課題として捉え、家庭や学校、地域が一体となり、それぞれの立場から青少年健全育成のための行動を起こしていく「共通の指針」として、「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を策定しました。

「あいづっこ宣言」は、会津の伝統的な規範意識を踏まえて、「会津に育つすべての子どもが、このような子どもに育ってほしい」という想いを示したもので、6つの行動規範と、それを締めくくる1つの行動規範で構成されています。

◇教育相談員

教育相談員は、人格円満で社会的信望があり、健康で教育の向上に熱意を持ち、学校教育に関する経験を有する者から教育委員会が任命します。小学校又は中学校との連携及び協力を図りながら、問題行動の傾向をもつ児童生徒及び保護者への指導相談並びに教師に対する援助の充実を図り、問題解決に努めます。

◇合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数を表すものであり、その年の15歳から49歳までの女性が生んだ子どもの数を元に算出されます。

◇コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

◇心の教室相談員

小中学校の児童生徒の悩み、不安、ストレスを和らげることのできるよう、教員経験者やカウンセリング業務経験者など、教育や福祉の分野で児童の指導・相談業務の経験がある者が相談員として各学校に配置されています。児童生徒の悩みの相談・話し相手、保護者・家庭と学校の連携の支援、その他の学校の教育活動の支援などの活動を行います。

◇子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

◇児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童（18歳未満の者）の権利について定める国際条約であり、通称として「子どもの権利条約」と言われています。

平成元年（1989年）11月20日に国連総会で採択され、日本国内では平成6年（1994年）5月22日から効力が発生しています。批准国は児童の最善の利益のために行動しなければならないと定められています（第3条）。

◇小1の壁

主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなかったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じることがあります。

◇小1プロブレム

小学校の新1年生が学校生活に適応できずに起こす「集団行動が出来ない」「授業中に座ってられない」といった行動（学校生活に適応できない状態）が継続する問題です。

◇スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家で、臨床心理士があてられる場合が多くなっています。

◇スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格を持つ方で、教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多くなっています。

◇地域学校協働活動推進員

教育委員会で委嘱し、各地域において放課後子ども教室や学校支援活動などを実施するにあたり、学校側との連絡調整や地域の方々に協力を呼びかけるなど、事業のコーディネートを行います。

◇適応指導教室

不登校の児童・生徒に対する指導を行うために教育委員会が在籍校以外の施設に設置する教室を言います。学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携しながら、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを行います。

◇認定区分

教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から教育・保育給付認定を受けることとなります。その認定区分は以下の3つとなります。

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

会津若松市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発刊 会津若松市 健康福祉部 こども保育課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242-39-1239

FAX 0242-39-1246

ホームページ : <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail : kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp